

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 【第一章～第六章の三 略】 第七章 ワークット・リスク 第一節 ワークット・リスクの算出方式及び計測対象（第二百五十四条―第二百五十四条の七） 第二節 内部モデル方式 第一款 一般的規定（第二百五十五条―第二百五十六条） 第二款 内部モデル方式の要件（第二百五十七条―第二百五十七条の五） 第三款 バック・テスティング及び損益要因分析テストに係る要件（第二百五十八条―第二百五十八条の十）	目次 【第一章～第六章の三 同左】 第七章 ワークット・リスク 第一節 算出方式の選択（第二百五十四条） 第二節 内部モデル方式（第二百五十五条―第二百六十二条） 第三節 標準的方式 第一款 標準的方式によるワークット・リスク相当額（第二百六十三条） 第二款 金利リスク・カテゴリー（第二百六十四条―第二百七十条） 第三款 株式リスク・カテゴリー（第二百七十一条―第二百七十三条）

第四款	内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額（第二百五十九条―第二百六十二条）	第四款	外国為替リスク・カタビリー（第二百七十四条・第二百七十五条）
第三節	標準的方式	第五款	コモデイテイ・リスク・カタビリー（第二百七十六条）
第一款	標準的方式に係る一般的規定及び構造（第二百六十三条）	第六款	オプション取引（第二百七十七条―第二百八十五条）
第二款	標準的方式に係るリスク感度方式	第四節	証券化エクスボージャーに係る特例（第二百八十五条の二―第二百八十五条の四）
第一目	リスク感度方式による算出方法（第二百六十三条の二―第二百六十五条の四）	第五節	特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十五条の五・第二百八十五条の六）
第二目	リスク感度方式に係るリスク・ファクター（第二百六十六条）	第六節	コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十五条の七―第二百八十五条の十二）
第三目	リスク感度方式に係る感度度（第二百六十六条の二―第二百六十七条の三）	第七節	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例（第二百八十五条の十三）
第四目	リスク感度方式に係るデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関（第二百六十八条―第二百六十九条の三）		
第五目	リスク感度方式に係るベガ・リスク及びカーベチャヤー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関（第二百七十条・第二百七十一条の二）		
第三款	標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額		
第一目	総則（第二百七十一条）		
第二目	非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対		

	するマーケット・リスク相当額（第二百七十二条―第二百七十二条の三）
第三目	証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百七十三条・第二百七十三条の二）
第四目	証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百七十四条・第二百七十四条の二）
第四款	標準的方式に係る残余リスク・アドオン（第二百七十五条）
第四節 簡易的方式	
第一款	簡易的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百七十六条）
第二款	金利リスク・カテゴリー（第二百七十七条―第二百七十七条の七）
第三款	株式リスク・カテゴリー（第二百七十八条―第二百七十八条の三）
第四款	外国為替リスク・カテゴリー（第二百七十九条・第二百七十九条の二）
第五款	コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百八十条―第二百八十条の三）
第六款	オプション取引（第二百八十一条―第二百八十五条）

第五節 証券化エクスポンージャーに係る特例（第二百八十五条の二―第二百八十五条の四）

第六節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十五条の五・第二百八十五条の六）

第七節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十五条の七・第二百八十五条の八）

第八節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例（第二百八十五条の九）

第八章 [略]
附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[一～十 略]

十一の二 内部モデル方式 第七章第二節に定めるところにより、金融機関独自のモデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十二の三 内部モデル方式採用金庫 マーケット・リスク相当額の算出において第二百八十五条の承認を受けて内部モデル方式を使用する商工組合中央金庫をいう。

十三の四 標準的方式 第七章第三節に定めるところにより、

第八章 [同左]
附則

（定義）

第一条 [同左]

[一～十 同左]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

上の五 標準的方式採用金庫 マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を用いず、標準的方式を使用する商工組合中央金庫をいう。

上の六 簡易的方式 第七章第四節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

上の七 簡易的方式採用金庫 マーケット・リスク相当額の算出において簡易的方式のみを使用する商工組合中央金庫をいう。

〔十一～七十二の二 略〕

七十三 個別リスク 市場における共通の要素の価格変動に対する危険又は商品の価格変動では捕捉できない特定の銘柄に関連する危険をいう。

七十四 一般市場リスク 市場における共通の要素の価格変動に対して、商品の価格が変動する危険をいう。

七十五 削除

七十六 〔略〕

七十七 マーケット・リスク 市場価格の変動に伴って損失が生じるリスクをいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔十一～七十二の二 同左〕

七十三 個別リスク 特定の債券、株式等の価格が、市場全体の価格変動と異なつて変動することにより発生しうる危険をいう。

七十四 一般市場リスク 市場全体の価格変動により発生しうる危険をいう。

七十五 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の変動を引き起こすリスクをいう。第七十七号、第四百四十条第八項及び第七章において同じ。）をいう。

七十六 〔同左〕

七十七 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の

〔七十八～八十二 略〕

八十三 取締役等 取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。

八十四 トレーディング・デスク リスクの取得及び管理を通じた収益の獲得又は市場での地位の確立を目的として、トレーディング戦略を実施するトレーダーのグループ又はトレーディング・アカウント（トレーディング業務における観測単位をいう。）のグループ（複数のブッキング・アカウントの集合をいう。）をいい、明確に定められた事業戦略を実行するものをいう。

八十五 構造為替ポジション 自己資本を自国通貨建てで保有している商工組合中央金庫が、その自己資本比率の低下を防ぐ目的で保有する外国通貨建てのポジションをいう。

八十六 バック・テストイング バリユー・アット・リスクに対して日次の実損益及び仮想損益を比較するプロセスをいう。

八十七 損益要因分析テスト リスク理論損益と仮想損益とを比較することにより、内部モデル方式に用いるモデルの頑健性を評価する手法をいう。

八十八 仮想損益 当日の終業時の市場データを用いて、前

価格の変動を引き起こすリスクをいう。

〔七十八～八十二 同左〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

日の終業時に保有していたポジションを再評価することによって生じる日次の損益（コミッション、ブロー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに普通株式等 Tier 1 資本の額から控除される評価調整を除く。）であって、次に掲げる要件で計算したものをいう。

イ 日次で更新される評価調整を可能な限り含むものであること。

ロ 時間価値の影響を含み、リスク理論損益と実損益においても整合的に扱うものであること。

八十九 トレーディング・デスクのリスク管理モデル 損益要因分析テストにおいて用いるリスク理論損益を算出する際に使用するモデルをいう。

九十 リスク理論損益 損益要因分析テストにおいて、トレーディング・デスクのリスク管理モデルにより計算される損益をいう。

九十一 実損益 日次の損益計算プロセスから算出される実際の損益（日中取引、新規及び変更取引並びにバンキング勘定の外貨建てポジション及びコモディティポジションを含む。ただし、コミッション、ブロー、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整及び普通株式等 Tier 1 資本の額から控除される評価調整を除く。）をいう。

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

<u>九十二</u> 期待ショート・フオール 一定の確率の範囲内で予想されるバリュエーション・アット・リスクを上回る全ての潜在的な損失額の平均値をいう。	[号を加える。]
<u>九十三</u> 市場混乱期を想定した期待ショート・フオール モデル化不可能なリスク・ファクターに係る潜在的な損失額を算出するために水準調整された期待ショート・フオールをいう。	[号を加える。]
<u>九十四</u> リスク・バケット 類似した特徴を有するリスク・ファクターのグループをいう。	[号を加える。]
<u>九十五</u> 流動性ホライズン ストレス時の市場環境において、市場価格に重大な影響を及ぼすことなくリスク・ポジションを解消又はヘッジするのに要する想定期間をいう。	[号を加える。]
<u>九十六</u> リスク・ファクターのモデル化可能性テスト 第二百五十四条の四第一項の承認を受けたトレーディング・デスクにおいて、内部モデル方式におけるリスク・ファクターのモデル化（以下「モデル化」という。）の適格性を判定するテストをいう。	[号を加える。]
<u>九十七</u> リスク・クラス 一般金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスクの五つのリスク・クラスの区分をいう。	[号を加える。]
<u>九十八</u> リスク・ポジション リスク・ファクターの変動により商品の現在価値に生じる潜在的な損失額をいう。	[号を加える。]
<u>九十九</u> 実在価格 リスク・ファクターのモデル化可能性テ	[号を加える。]

ストにおいて判定に使用される価格をいう。

百 モデル化可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が適格と判定されたリスク・ファクターをいう。

百一 モデル化不可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が不可能と判定されたリスク・ファクターをいう。

百二 デルタ・リスク リスク・ファクターの変動による商品の価値の変化額の線形推計値をいう。

百三 ベガ・リスク 原資産のインプライド・ボラテイルイ（市場において観測されるオプション価格をもとに算出されたボラテイルイをいう。以下同じ。）の変動によるデリバティブの価値の変化額から生じる潜在的な損失額をいう。

百四 カーベチャー・リスク オプション性を有する金融商品のリスク・ファクターの変動によるデルタ・リスクを上回る追加の潜在的な損失額をいう。

百五 感応度 商品に関連するリスク・ファクターの微小な変動による商品価値の変化額の推計値をいう。

百六 JTD デフォルトが突然生じる場合のリスクをいう。

（ワーケット・リスク相当額不算入の特例）

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

（ワーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかを満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 特定取引勘定（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。第十一条の三第二項において「規則」という。）第十八条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三の三、第二百五十三条の三の四又は第二百五十三条の四の七に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百五十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全

第四条 [同左]

一 特定取引勘定（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十八条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

【号の細分を加える。】

体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額 ((3) 及び次号ロにおいて「最大額」という。) が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
- (2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 最大額

ハ [略]

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ [略]

ニ 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ [略]

ロ [同左]

[号の細分を加える。]

ハ [同左]

ニ [同左]

イ [同左]

<u>ロ</u> 最大額が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。 (1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額 (2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 (3) 最大額 <u>ハ</u> 〔略〕 <u>ニ</u> 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジシヨンの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。 (1) 信用リスク・アセットの額 (2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 (3) 第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジシヨンの額 <u>ホ</u> 〔略〕 (信用リスク・アセットの額の合計額) 第十条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に	〔号の細分を加える。〕 <u>ロ</u> 〔同左〕 <u>ニ</u> 〔号の細分を加える。〕 <u>ハ</u> 〔同左〕 (信用リスク・アセットの額の合計額) 第十条 〔同左〕 2 〔同左〕
--	--

応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセ
ットの額を算出することを要しない。

一 〔略〕

二 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・
リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるも
の及び第十一条の二から第十一条の四までの規定により
トレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的
として保有している資産及び第二百五十三条の三の三、第
二百五十三条の三の四又は第二百五十三条の四の七に規
定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除
く。）

〔号を削る。〕

3 〔略〕

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において
マーケット・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるとこ
ろにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金

一 〔同左〕

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号及び第
二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係
る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引
勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則
第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似す
る取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目
的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一
項又は第二百五十三条の四第一項に規定するＣＶＡリス
ク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号
及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当
額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに
商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等
に係る資産

3 〔同左〕

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において
マーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章

、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引、信用取引その他これらに類する海外の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

（トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置）

に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

二 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモデイティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモデイティ・リスクを伴う取引又は財産

三 特定取引勘定を設けていない場合 商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモデイティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

<u>第十一条の二</u> 商工組合中央金庫は、その保有する商品进行分类するためにトレーディング勘定及びバランシング勘定を設け、次条及び第十一条の四に定めるところによりその保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。	[条を加える。]
(トレーディング勘定への分類基準等) <u>第十一条の三</u> 商工組合中央金庫は、商品保有の目的が次に掲げる目的（以下「トレーディング目的」という。）のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。	[条を加える。]
- 一 短期間の再売却目的 - 二 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的 - 三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的 - 四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的 2 特定取引等（規則第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章及び次章において「特定取引等商品」という。）のうち、次に掲げるものの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。 - 一 非上場株式 - 二 証券化のための裏付け資産にする予定の商品	

-
- 三 直接に保有する不動産
 - 四 個人向けエクスポート・ジャー又は中堅中小企業向けエクスポート・ジャー
 - 五 フラントへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）
 - 六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はフラント
 - 七 前各号に掲げる商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品
- 3 特定取引等商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 パッケージ・メイクに係る業務のために保有する商品
 - 二 フラントへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 当該フラントの構成銘柄について、商工組合中央金庫がルックスルー（個々のエクスポート・ジャーに関する情報について直接保有するものと同様に把握することを行う。以下この章、次章及び第七章において同じ。）をすることができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。
 - ロ 商工組合中央金庫が当該フラントの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該フラントの運用基準及びパッケージ・リスク相当額に関する情報を取得していること。
-

-
- 三 上場株式
 - 四 トレーディング業務に係るレボ形式の取引
 - 五 オプション
- 4 特定取引等商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品
 - 二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの
 - イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション
 - ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション
- 三 引受け業務から生じる商品
- 5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定を設けていない場合においてトレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章及び次章において「特定取引等商品」という。）」とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘
-

定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

6 商工組合中央金庫は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレードインズ勘定に含めることができる。

7 商工組合中央金庫は、トレードインズ勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 前条の規定によりトレードインズ勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレードインズ勘定に分類された商品のうち、トレードインズ目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する商工組合中央金庫は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

[条を加える。]

-
- 一 第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合
 - 二 特定取引勘定を設けた場合、かつ、簡易的方式採用金庫であるものが、第四条第一号イ及びハに掲げる条件を満たす場合
 - 三 特定取引勘定を設けていない場合、かつ、簡易的方式採用金庫であるものが、第四条第二号イ及びハに掲げる条件を満たす場合
 - 四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(商品分類に係る方針等)

第十一条の五 商工組合中央金庫は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 商工組合中央金庫のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。

3 商工組合中央金庫の内部監査部署は、第一項の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。

[条を加える。]

(勘定間の振替の制限)

第十一条の六 商工組合中央金庫は、次に掲げる行為（以下この条から第十一条の八までにおいて「勘定間の振替」という。）を行ってはならない。

- 一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。
- 二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、勘定間の振替を行うことができる。

- 一 当該勘定間の振替について取締役等の承認を受けていること。
- 二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。
- 三 当該勘定間の振替について開示すること。

3 商工組合中央金庫は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

- 一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第十一条の三第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するかを含む。）

[条を加える。]

二 前項各号に掲げる要件を満たしている旨の説明 三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明 四 その他参考となるべき事項	
(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上) <u>第十一条の七</u> 商工組合中央金庫は、前条第二項の規定に基づき勘定間の振替を行った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要自己資本額を計上するものとする。 一 前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った結果、所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。 二 所要自己資本の額の差額分に係る勘定間の振替を行った商品が満期又は解消した場合 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、計上を中止することができる。	[条を加える。]
(勘定間の振替に係る方針等) <u>第十一条の八</u> 商工組合中央金庫は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。 一 勘定間の振替に係る制限内容及び当該制限に係る変更	[条を加える。]

要件	
二 当該方針に係る取締役会の承認手続	
三 例外的事象を特定する方法	
四 勘定間の振替に係る開示方法	
2 商工組合中央金庫は、前項の方針を一年に一回以上の頻度で見直すものとする。	
(内部取引の取扱い)	
<u>第十一条の九</u> 内部取引(トレーディング勘定とバンキング勘定との間の取引をいう。以下この条から第十一条の十三までにおいて同じ。)によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないものとする。	
2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条及び第十一条の十一の規定を適用する。	
(信用リスク及び株式リスクの内部取引)	
<u>第十一条の十</u> 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができるとができる。	

[条を加える。]

[条を加える。]

一 信用リスク トレーディング勘定において、商工組合中央金庫が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第九十九条各号及び第一百一条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。 二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 イ トレーディング勘定において、商工組合中央金庫が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。 ロ 当該外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。	2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。 3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。 二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーデ
---	--

イング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーヘッジとなったポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第十一条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。

三 内部取引担当デスクは、第二百五十四条の三第三項第十号に規定する要件を満たすこと。

四 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接に行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外の

[条を加える。]

トレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)

第十一条の十二

マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲を含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

[条を加える。]

第十一条の十三 第十一条の九から前条までの規定にかかわらず、商工組合中央金庫のＣＶＡリスクに係る第三者とのヘッジ取引（以下「外部ＣＶＡヘッジ取引」という。）及びＣＶＡリスクに係る内部取引によるトレーディング・デスクとＣＶＡデスクとのヘッジ取引（以下「内部ＣＶＡヘッジ取引」という。）におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部ＣＶＡヘッジ取引のうち第二百五十三条の三の二に規定する適格ＢＡーＣＶＡヘッジ取引又は第二百五十三条の四の十三に規定する適格ＳＡーＣＶＡ取引（以下この章及び次章において「適格ＣＶＡヘッジ取引」という。）に該当するものについては、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。ただし、適格ＣＶＡヘッジ取引に該当しないものについては、第七章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

3 内部ＣＶＡヘッジ取引は、互いに完全に相殺するＣＶＡデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならない、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

- 一 内部ＣＶＡヘッジ取引が適格ＣＶＡヘッジ取引に該当しない場合 ＣＶＡデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リス

ク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。	
二 内部ＣＶＡヘッジ取引が適格ＣＶＡヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第七章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。	
4 第七章第三節に規定する標準的方式に係る要件に定めるカーベチャヤー・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るＣＶＡリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、商工組合中央金庫が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。	
5 ＣＶＡデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第十一条の十第一項各号に定める要件を満たす場合は、第五十六条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。	
(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出)	
<u>第十一条の十四</u> トレーディング勘定を設けた商工組合中央	〔条を加える。〕

金庫は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項に関する書類を添付するものとする。

一 第十一条の四第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第十一条の八第一項に規定する勘定間の振替に係る方針

3 商工組合中央金庫は、第一項の届出書又は前項に規定する書類に変更があったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかを満たす場合には、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ [略]

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 [同左]

一 [同左]

イ [同左]

[号の細分を加える。]

体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額 ((3) 及び次号ロにおいて「最大額」という。) が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
- (2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 最大額

ハ [略]

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カタエゾリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カタエゾリーの全体のネット・ポジションの額

ホ [略]

ニ 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ [略]

ロ [同左]

[号の細分を加える。]

ハ [同左]

ニ [同左]

イ [同左]

<u>ロ</u> 最大額が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。 (1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額 (2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 (3) 最大額	[号の細分を加える。]
<u>ハ</u> [略]	<u>ロ</u> [同左]
<u>ニ</u> 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カタゼリリーの全体のネット・ポジシヨンの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。 (1) 信用リスク・アセットの額 (2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 (3) 第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カタゼリリーの全体のネット・ポジシヨンの額 <u>ホ</u> [略]	[号の細分を加える。] <u>ハ</u> [同左]
(信用リスク・アセットの額の合計額) 第二十一条 [略]	(信用リスク・アセットの額の合計額) 第二十一条 [同左]
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセ	2 [同左]

ットの額を算出することを要しない。

一 [略]

二 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第二十二条の二から第二十二条の四までの規定によりトレイディング勘定に分類された商品(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三の三、第二百五十三条の三の四又は第二百五十三条の四の七に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。)

[号を削る。]

三 [略]

3 [略]

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。)のうち、トレイディングを行う部署においてリスク管理上トレ

一 [同左]

二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産

四 [同左]

3 [同左]

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を

一 デイングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引、信用取引その他これらに類する海外の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

(トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置)

含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

二 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモデイティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモデイティ・リスクを伴う取引又は財産(第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

三 特定取引勘定を設けていない場合 商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモデイティ・リスクを伴う取引又は財産(第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

第二十二條の二 商工組合中央金庫は、その保有する商品进行分类するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第二十二條の四に定めるところによりその保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

(トレーディング勘定への分類基準等)

第二十二條の三 商工組合中央金庫は、商品保有の目的が次に掲げるトレーディング目的のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 一 短期間の再売却目的
- 二 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的
- 三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的
- 四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的

2 特定取引等商品のうち、次に掲げるもの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 一 非上場株式
- 二 証券化のための裏付け資産にする予定の商品
- 三 直接に保有する不動産
- 四 個人向けエクスポージャー又は中堅中小企業向けエクスポージャー

五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）

六	前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はフアэнд
七	前各号に掲げる商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品
3	特定取引等商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレードイング勘定に分類するものとする。 一 ファケット・メイクに係る業務のために保有する商品 二 フアэндへの出資(次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。) イ 当該フアэндの構成銘柄について、商工組合中央金庫がルックスルーをすることができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。 ロ 商工組合中央金庫が当該フアэндの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該フアэндの運用基準及びファケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。
三	上場株式
四	トレードイング業務に係るレボ形式の取引
五	オプション
4	特定取引等商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレードイング勘定に分類するものとする。 一 コリレーション・トレードイングのポートフォリオに含

まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション

三 引受け業務から生じる商品

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定を設けていない場合において、トレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

6 商工組合中央金庫は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレーディング勘定に含めることができる。

7 商工組合中央金庫は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものと

する。

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 前條の規定によりトレーディング勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

[条を加える。]

2 前條第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前條の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する商工組合中央金庫は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第十六條の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

二 特定取引勘定を設けた場合、かつ、簡易的方式採用金庫であるものが、第十六條第一号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

三 特定取引勘定を設けていない場合、かつ、簡易的方式採用金庫であるものが、第十六條第二号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類

した商品がない場合	
(商品分類に係る方針等) <u>第二十二条の五</u> 商工組合中央金庫は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。 2 商工組合中央金庫のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。 3 商工組合中央金庫の内部監査部署は、第一項の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。	[条を加える。]
(勘定間の振替の制限) <u>第二十二条の六</u> 商工組合中央金庫は、次に掲げる行為（以下この条から第二十二条の八までにおいて「勘定間の振替」という。）を行ってはならない。 一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。 二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。 2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、次に掲げ	[条を加える。]

る要件の全てを満たす場合は、勘定間の振替を行うことができる。

一 当該勘定間の振替について取締役等の承認を受けていること。

二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。

三 当該勘定間の振替について開示すること。

3 商工組合中央金庫は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第二十二条の三第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するかを含む。）

二 前項各号に掲げる要件を満たしている旨の説明

三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明

四 その他参考となるべき事項

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第二十二条の七 商工組合中央金庫は、前条第二項の規定に基づき勘定間の振替を行った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要自己資本

[条を加える。]

額を計上するものとする。 一 前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った結果、所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。 二 所要自己資本の額の差額分に係る勘定間の振替を行った商品が満期又は解消した場合 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、計上を中止することができる。	
(勘定間の振替に係る方針等) <u>第二十二條の八</u> 商工組合中央金庫は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。 一 勘定間の振替に係る制限内容及び当該制限に係る変更要件 二 当該方針に係る取締役会の承認手続 三 例外的事象を特定する方法 四 勘定間の振替に係る開示方法 2 商工組合中央金庫は、前項の方針を一年に一回以上の頻度で見直すものとする。	[条を加える。]
(内部取引の取扱い) <u>第二十二條の九</u> 内部取引(トレーディング勘定とバンキング	[条を加える。]

勘定との間の取引をいう。以下この条から第二十二条の十三までにおいて同じ。）によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないものとする。

- 2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条及び第二十二条の十一の規定を適用する。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第二十二条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレー

ディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

- 一 信用リスク トレーディング勘定において、商工組合中央金庫が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

- 二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- イ トレーディング勘定において、商工組合中央金庫が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺している

〔条を加える。〕

こと。

ロ 当該外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に並び、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーヘッジとなったポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第二十二条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

[条を加える。]

-
- 一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。
 - 二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。
 - 三 内部取引担当デスクは、第二百五十四条の三第三項第十号に規定する要件を満たすこと。
 - 四 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。
 - 2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接に行うことができる。
 - 3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。
- (マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)
-

第二十二條の十二 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第二十二條の十三 第二十二條の九から前条までの規定にかかわらず、外部CVAヘッジ取引及び内部CVAヘッジ取引におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち適格CVAヘッジ取引に該当するものについては、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。ただし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては、第七章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジション

から構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

一 内部ＣＶＡヘッジ取引が適格ＣＶＡヘッジ取引に該当しない場合　ＣＶＡデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部ＣＶＡヘッジ取引が適格ＣＶＡヘッジ取引に該当する場合　トレーディング・デスクのポジションは、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

4 第七章第三節に規定する標準的方式に係る要件に定めるカーベチャヤー・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るＣＶＡリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、商工組合中央金庫が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。

5 ＣＶＡデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第二十二条の十第一項各号に定める要件を満たす場合

は、第五十六条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出)

第二十二條の十四 トレーディング勘定を設けた商工組合中央金庫は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項に関する書類を添付するものとする。

一 第二十二條の四第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第二十二條の八第一項に規定する勘定間の振替に係る方針

3 商工組合中央金庫は、第一項の届出書又は前項に規定する書類に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

第一節 マーケット・リスク相当額の算出方式及び計測対象

(マーケット・リスク相当額の算出)

[条を加える。]

第一節 算出方式の選択

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百五十四條 マーケット・リスク相当額の計測対象となる

リスクは、次に掲げるものとする。

- 一 トレーディング勘定の商品に係るデフォルト・リスク、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスク
- 二 バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスク
- 三 前二号に掲げるリスクに類似するリスク
- 四 商工組合中央金庫は、保有している構造為替ポジションが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該構造為替ポジションをマーケット・リスク相当額に算入しないことができる。
- 一 為替レートの変動によつて生じる自己資本比率の低下を完全又は部分的にヘッジする目的で保有していること。
- 二 取引を行う前提で保有するのではないこと。
- 三 為替レートの変動によつて生じる自己資本比率の低下を相殺する範囲内で行うものであること。
- 四 六月以上の期間にわたつてマーケット・リスク相当額から除外する前提で行われるものであること。
- 五 当該構造為替ポジションの構築及び変更に係る方針を整備していること。
- 六 当該構造為替ポジションのマーケット・リスク相当額か

第二百五十四條 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一

般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第二百八十五條の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

- 二 商工組合中央金庫は、マーケット・リスク相当額の算出に当たつては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百六十二條の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。
- 三 商工組合中央金庫は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を商工組合中央金庫のマーケット・リスク相当額とすることができる。

らの除外は一貫した手法で行うものであること。

七 当該構造為替ポジションの概要及び金額を記した文書を作成し、当該文書について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

3 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

一 前項各号に掲げる要件を満たす旨の説明

二 その他参考とすべき事項

(マーケット・リスク相当額の算出方式)

第二百五十四条の二 マーケット・リスク相当額の合計額は、内部モデル方式、標準的方式及び簡易的方式により算出するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 内部モデル方式採用金庫は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおいて、次に掲げるマーケット・リスク相当額を算出し、当該額を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

一 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、標準的方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

二 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、トレーディング・デスク間の相殺を考

[条を加える。]

慮せずに内部モデル方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

3 商工組合中央金庫は、内部モデル方式を用いないトレーディング・デスクにおいて、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、内部モデル方式を用いない商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には簡易的方式を用いることができる。

ー 特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる要件の全て

イ 直近の期末から算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であること。

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が、千億円未満であること。

ハ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であること。

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未

満であること。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる要件の全て

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であること。

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が、千億円未満であること。

ハ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であること。

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における第二百七十九条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であること。

5 前項各号に掲げる要件を満たさない商工組合中央金庫は、その連結子法人等のワークネット・リスク相当額が商工組合中央金庫のワークネット・リスク相当額のパーセント未満である場合には、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官へ届け出たときに限り、当該連結子法人等のワークネット・リスク相当額の算出に簡易的方式を用いることができる。

6 内部モデル方式採用金庫は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。 一 証券化エクスポージャー 二 第十一条の三第三項第二号ロに掲げる要件を満たし、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるフアンドへの出資であって、ルックスルーできないもの	(トレーディング・デスクの要件) <u>第二百五十四条の三</u> 内部モデル方式採用金庫又は標準的方式採用金庫は、トレーディング・デスクを設置するものとする。
2 各トレーディング・デスクは、次の各号に掲げる算出方式の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティのポジションに係るリスクを扱うデスクである場合は、この限りでない。 一 内部モデル方式 次項各号に掲げる要件 二 標準的方式 次項各号（第十号ロを除く。）に掲げる要件	3 トレーディング・デスクは、次に掲げる要件を満たすものとする。 一 各トレーディング・アカウントは、一つのトレーディング

[条を加える。]

グ・デスクに対してのみ割り当てるものとし、トレーディング業務における収益を管理するための区分となっていること。

二 トレーダー又はトレーディング・アカウントのグループを直接管理するヘッド・トレーダーを一名のみ置くものであること。ただし、ヘッド・トレーダーの役割、責任及び権限が明確に区分されている場合又は一方が他方に対して最終的な監督権限を有する場合には、各トレーディング・デスクに二名のヘッド・トレーダーを置くことができる。

三 トレーダー又はトレーディング・アカウントの役割及び権限が明確に規定されていること。

四 トレーディング・デスクの目的と整合的なリスク許容範囲を設定しており、かつ、当該リスク許容範囲に当該トレーディング・デスクが許容するリスク・クラス及びそれに関連するリスク・ファクターが含まれていること。

五 取締役会等（取締役会又は取締役会の下部機関である会議体をいう。以下この章において同じ。）への明確な報告態勢が整備されていること。

六 トレーダーの報酬がトレーディング・デスクの業績と連動する報酬体系である場合には、トレーディング・デスクの目的と整合的な報酬体系が整備されていること。

七 トレーダーは、一つのトレーディング・デスクにのみ配

置させるものであること。ただし、健全な管理及び業務運営並びに資源配分の観点から適当であることを経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に対して説明することができる場合には、トレーダーを複数のトレーディング・デスクに配置させることができる。この場合において、トレーダーの複数デスクへの配置は、損益要因分析テストの結果を操作すること等を目的としてはならない。

ハ 事業戦略に係る文書（次に掲げる事項を含む。）が作成されていること。

イ 事業戦略の背景となる経済的側面

ロ 取引可能な商品の種類及び頻繁に取引される商品の種類

ハ ヘッジについての方法、乖離の特定方法及びポジションの予想保有期間

ニ トレーディング・デスクの管理者（ヘッド・トレーダーを含む。）が承認した年次計画（予算及び人員計画を含む。）

ホ 定期的な経営情報（トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額を含む。）

九 次に掲げる要件の全てを満たすトレーディング・デスクに係るリスク管理態勢を整備していること。

イ トレーディング・デスクの業務を独立して監視する部署及び執行役員（マーケット・リスク管理について業務

執行権限を授権されたものをいう。)を設置していること。

ロ トレーディング・デスクの事業戦略に基づいたトレーディング・リミット(次に掲げる事項を含む。)が明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミットが取締役会等により一年に一回以上見直されていること。

(1) トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額(想定元本による残高限度額を含む。)

(2) トレーディング勘定全体の残高限度額

(3) トレーディング・デスクの運営方針

十一 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書(次に掲げる事項を含む。) が作成されていること。

イ 損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。)により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。)

ロ バリユー・アット・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告(リスク・ファクターに対するバリユー・アット・リスク及び期待ショート・フォールの計算に用いる感応度、バック・テストイング及びP値(仮想損益又は実損益が信頼水準九十九パーセントのバリユー・

アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第二百五十八条の八第一項において同じ。)を含む内部管理及び規制上のリスク計測報告を含む。)

十一 次に掲げる報告書が作成され、かつ、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。

イ 商品の保有期間報告書

ロ トレーディング・リミットの超過の事実及びそれに対する措置に関する日次報告書

ハ 高頻度かつ多額な日中取引を行う商工組合中央金庫については、日中トレーディング・リミットの利用状況及び超過の事実に関する日次報告書

ニ 市場流動性の評価に係る報告書

(内部モデル方式採用金庫によるトレーディング・デスクに係る承認の申請)

第二百五十四条の四 第二百五十五条の承認を受けようとする商工組合中央金庫又は内部モデル方式採用金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合に、トレーディング・デスクを設置することができる。

2 前項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

[条を加える。]

一 商号 二 トレーディング・デスクを管理する責任者の氏名及び役職名 3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書 二 各トレーディング・デスクが前条第三項各号に掲げる要件に適合していることを示す書類 三 その他参考となるべき事項を記載した書類	
(承認の基準) <u>第二百五十四条の五</u> 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、前条第一項の承認をしようとするときは、第二百五十四条の三第三項各号に掲げる要件に適合しているかどうかを審査するものとする。	[条を加える。]
(承認の取消し) <u>第二百五十四条の六</u> 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部モデル方式採用金庫が第二百五十四条の三第三項各号に掲げる要件に適合しないこととなった場合は、第二百五十四条の四第一項の承認を取り消すことができる。	[条を加える。]
(標準的方式採用金庫のトレーディング・デスクの届出)	

<u>第二百五十四条の七</u> 標準的方式採用金庫は、標準的方式を用いるトレーディング・デスクについて、あらかじめ第二百五十四条の四第二項及び第三項各号に掲げる書類（第二百五十四条の三第三項第十号ロに掲げる事項を除く。）を記載した書類を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。	〔条を加える。〕
第二節 内部モデル方式 <u>第一款</u> 一般的規定 （内部モデル方式に係る承認の申請） <u>第二百五十五条の二</u> 内部モデル方式の使用について前条の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。 一 商号 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一 理由書 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書 三 次条に規定する内部モデル方式の承認の基準に適合し	第二節 〔同左〕 〔款名を付する。〕
（内部モデル方式に係る承認の申請） <u>第二百五十五条の二</u> 内部モデル方式の使用について前条の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。 一 商号 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一 理由書 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書 三 次条に規定する内部モデル方式の承認の基準に適合し	〔条を加える。〕

ていることを示す書類

四 次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ参考となるべき事項を記載した書類

イ 第二百五十七条の四第一項第一号に掲げる方法を用いる場合ロ 第二百五十八条の五第五項に規定する仮想損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合

ハ 第二百五十八条の六第一項に規定するリスク理論損益の入力データの調整をする場合

ニ 第二百五十九条の二第三項に規定する流動性ホライズン n の水準を調整する場合

ホ 第二百五十九条の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターを使用する場合

ヘ 第二百六十条第三項第十七号に規定する簡素化したモデルを使用する場合

ト 第二百六十条第三項第十八号イに規定する市場価格に基づくPDを使用する場合

五 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル方式に係る承認の基準)

第二百五十五条の三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部モデル方式の使用について第二百五十五条の承認を

[条を加える。]

しようとするときは、第二百五十五条の六から第二百五十六
条まで並びに次款及び第三款に規定する承認の基準に適合
しているかどうかを審査するものとする。

(内部モデル方式に係る変更に係る届出)

第二百五十五条の四 内部モデル方式採用金庫は、次の各号の
いずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨
及びその内容を記載した変更届出書を経済産業大臣、財務大
臣及び金融庁長官に提出するものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある
場合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた
場合

2 前項第三号に規定する事由が生じた場合、内部モデル方式
採用金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は
当該事由が商工組合中央金庫のリスクの観点から重要でな
い旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(内部モデル方式に係る承認の取消し)

第二百五十五条の五 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官
は、前条第一項第三号に掲げる場合であって、内部モデル方
式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適

[条を加える。]

[条を加える。]

当と判断したときは、第二百五十五条の承認を取り消すことができる。

(内部モデル方式の一般的要件)

第二百五十五条の六 内部モデル方式採用金庫は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 ワーケット・リスク管理システムにおいて、商工組合中央金庫が保有する重要なリスクが網羅的に把握され、かつ、可能な限り考慮されていること。
- 二 フロント・オフイス部門のみならず、リスク管理部門及び内部監査を行う部門並びに必要なに応じてバック・オフィス部門において、高度なモデルの使用に習熟した人員が十分に確保されていること。
- 三 内部モデル方式によるワーケット・リスク相当額の計測の正確性を示す記録が保存されていること。
- 四 ストレス・テスト(第二百五十六条に規定するストレス・テストをいう。次号において同じ。)が定期的の実施され、かつ、当該ストレス・テストの結果が次に掲げる事項に利用されていること。
- イ 取締役会等による一月に一回以上の頻度で行われる

議論

ロ 自己資本の充実度の評価

ハ 取締役等によるリスク管理に関する方針の策定及び

[条を加える。]

残高限度額をはじめとするリミットの設定

- 五 ストレス・テストの実施により、特定の事象に対する脆弱性が明らかとなった場合には、当該脆弱性に適切に対処する方策を速やかに講じる態勢が整備されていること。
- 六 内部モデル方式を使用することが承認されたトレーディング・デスクが第二百五十八条の三に規定するバック・テストインテグ及び第二百五十八条の四に規定する損益要因分析テストに合格していること。
- 七 内部モデル方式の承認に先立って第二百五十八条の二に規定する全社的なバック・テストインテグの結果を十二月分提出すること。
- 八 内部モデル方式の承認に先立って一定期間にわたるモニタリング及び実際の取引データを利用したテストが実施されていること。
- 九 内部モデル方式を採用するポートフォリオの範囲は、直近の各トレーディング・デスクのリスク・ファクターのモデル化可能性テスト、バック・テストインテグ及び損益要因分析テストの結果に基づき、四半期ごとに更新すること。
- 十 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクが、次に掲げる要件を満たしたものであること。
- イ 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクの指定が次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスク

及び使用しないトレーディング・デスクを指定し、その指定の根拠を文書により明確化すること。

- (2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額が商工組合中央金庫全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。

- (3) 標準的方式により算出されたマーケット・リスク相当額が内部モデル方式により算出されたマーケット・リスク相当額よりも小さいことを理由に、トレーディング・デスクに内部モデル方式を使用しないものとして指定しないこと。

- (4) 内部モデル方式の使用について第二百五十五条の承認を受けるときに、内部モデル方式の承認申請の対象にしないトレーディング・デスクは、直近で内部モデル方式の使用が承認された日から一年間は、内部モデル方式の承認申請の対象としないこと。

ロ 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次に掲げる手順によること。

- (1) 各トレーディング・デスクは、損益要因分析テストを継続的に満たすリスク・ファクターを特定すること。

- (2) 各トレーディング・デスクは、第二百五十八条の二及び第二百五十八条の三に規定するバック・テストイ

ングの要件を継続的に満たすこと。

(3) バック・テストイング及び損益要因分析テストを四半期ごとに実施し、トレーディング・デスクのバック・テストイング及び損益要因分析テストにおける分類を更新すること。

(4) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たすリスク・ファクターに係るマーケット・リスク相当額は、期待シヨート・フォールを用いて算出すること。

(5) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに係るマーケット・リスク相当額は、市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールを用いて算出すること。

十一 フロント・オフイス部門から独立したマーケット・リスクの管理に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク管理部署」という。）が設置されていること。

十二 マーケット・リスク管理部署は、次に掲げる項目を含む報告書を日次で作成すること。

イ 各トレーダーのポジションの状況

ロ トレーディング・デスクのリスク管理モデルから得られる結果及びその分析（エクスポージャーの計測値及びトレーディング・リミットとの関係に係る分析を含む。）

-
- 十三 ワークブック・リスク管理部署は、取締役会等にワークブック・リスクの管理状況を報告すること。
- 十四 取締役等は、ワークブック・リスク管理部署から第十二号に規定する報告書について日次で報告を受け、確認すること。
- 十五 モデル検証部署（内部モデル方式の設計・運用を行う部署から独立し、かつ、十分な能力を有する者が属する部署又は機能をいう。第二十二号イにおいて同じ。）は、内部モデル方式に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること。
- 十六 モデル検証部署は、前号に規定する検証の結果について、取締役会等に報告すること。
- 十七 取締役会等は、ワークブック・リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。
- 十八 ワークブック・リスク管理部署の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。
- 十九 内部モデル方式が内部モデル方式採用金庫の内部管理で用いられるモデル（以下「内部管理モデル」という。）と異なる場合、次に掲げる要件を満たすこと。
- イ 内部モデル方式及び内部管理モデルに用いられる時価評価モデルが可能な限り同一のものであること。
- ロ トレーディング・デスクが有する価格変動リスクの特定、計測、管理及び内部報告について、内部モデル方式
-

及び内部管理モデルが可能な限り同一のものであること。

ハ 内部管理モデルは、ワークシート・リスク相当額の計測対象となっている全てのポジションを計測対象にしていること。

ニ トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおけるリスク・ファクターの特定、パラメーターの推計及び代理変数の設計が、原則として内部管理モデルで用いる手法に基づき行われていること。

ホ ワークシート・リスク相当額の算出に用いるモデルと内部管理モデルは、原則として同一のリスク・ファクターを対象とすること。

二十 内部管理モデルの運用、方針、管理及び手続に係る文書が作成され、かつ、それらを遵守する態勢が整備されていること。

二十一 内部モデル方式、標準的方式又は簡易的方式によるワークシート・リスク相当額の算出に用いる全てのモデルについて、適切な理論及び計算に基づく数値を正確に報告する態勢を整備すること。

二十二 内部モデル方式を含むワークシート・リスク計測に関連するシステムが次に掲げる要件を満たすこと。

イ 内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度

で検証が行われるものであること。

ロ イの検証の対象には、トレーディング部署及びリスク管理部署の双方の業務を含むものであること。

ハ イの検証は、マーケット・リスク計測に関連するシステムに欠陥があった場合における当該欠陥が影響を及ぼすトレーディング・デスクを特定できるものであること。

ニ イの検証は、次に掲げる事項を含むものであること。

- (1) マーケット・リスク管理部署の体制の適切性
- (2) リスク管理モデルの理論及びモデル管理の手順に係る文書の十分性
- (3) リスク管理モデルの正確性及び適切性
- (4) リスク管理モデルに用いる入力データの整合性、適時性、信頼性及び独立性
- (5) フロント・オフィス部門及びバック・オフィス部門の担当者が用いている時価評価モデルの運用体制（時価評価の承認過程を含む。）の適切性
- (6) トレーディング・デスクのリスク管理モデルが対象とするマーケット・リスクの範囲の適切性
- (7) 経営情報システムの完全性
- (8) ポジションに関するデータの正確性及び網羅性
- (9) ボラティリティ及び相関に関する仮定の正確性及び適切性

- (10) 時価評価及びリスク量に係る算定方法の正確性
- (11) 定期的なバック・テスト・ディング及び損益要因分析テストを通じたトレーディング・デスクのリスク管理モデルの正確性に係る検証の適切性
- (12) マーケット・リスク相当額の算出に用いるモデルと内部管理モデルとの整合性

(内部モデル方式に係る検証基準)

第二百五十五条の七 内部モデル方式採用金庫は、使用する内部モデル方式の検証を実施するものとする。

2 前項の検証は、次に掲げる基準を満たすものとする。

一 内部モデル方式の全ての仮定が適切であつて、かつ、リスクを過小評価していないことを証明する検証(モデルが仮定する分布及び時価評価モデルの適切性の検証を含む。)が行われていること。

二 モデルの検証にはバック・テスト・ディング及び損益要因分析テストが含まれ、かつ、当該バック・テスト・ディングにおいては仮想損益の算出方法を検証すること。

三 モデルの検証には、仮想的なポートフォリオを用いた検証(市場の構造的な変更又はポートフォリオ構成の大きな変化(以下この号において「構造的特性」という。))によつて、モデルの正確性が失われる可能性を把握する検証をいう。)が含まれ、かつ、当該仮想的なポートフォリオを

[条を加える。]

用いて、発生可能性のある構造的特性を内部モデル方式で説明可能であるかどうかを確認されていること。

四 代理変数を使用する場合は、次に掲げる事項が確保されていること。

イ 代理変数を用いるリスク・ファクターが保守的な結果を算出することを確認すること。

ロ 重要なベータ・リスク（同一の主体に関するポジシヨンのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一と見えないポジシヨンの有するリスクをいう。以下この章において同じ。）が十分に反映されていること。

ハ 分散化されていないポートフォリオで生じる可能性がある集中リスクが反映されていること。

（内部モデル方式に係る外部調査）

第二百五十五条の八 内部モデル方式採用金庫は、使用する内部モデル方式について、外部監査による検証の実施を検討するものとする。

２ 前項の外部監査による検証は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 商工組合中央金庫による内部モデル方式の検証が前条第二項に規定する基準を満たしているかどうかを確認すること。

[条を加える。]

- 二 マーケット・リスク相当額の算出及びオプゼション取引その他の複雑な商品の時価評価に当たって使用される算式の適切性がフロント・オプイス部門から独立した部署によって検証されていることを確認すること。
- 三 内部モデル方式が業務の観点及び地理的な観点から適切なものであるかどうかを確認すること。
- 四 内部モデル方式が潜在的な損失に関する信頼性の高い数値を算出できることを確保する観点から、内部モデル方式に係るバック・テストイソング及び損益要因分析テストの結果を確認すること。
- 五 リスク計測システム（マーケット・リスク相当額を算出するモデルを含む。）に関連するデータ・フローの透明性及び利用可能性を確認すること。

（内部モデル方式に関するストレステスト）

第二百五十六條 内部モデル方式採用金庫に求められるストレステストは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 ストレステストの計測対象には、マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の商工組合中央金庫全体の主要なリスク（発生確率が低い事業を含む。）を含むものとなっていること。

- 二 各トレーディング・デスク及び商工組合中央金庫全体のストレステストを含むものとなっており、かつ、内部モデル方式

（承認申請書の提出）

第二百五十六條 内部モデル方式の使用について前條の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

採用金庫のリスク特性を反映したものとなっていること。

三 ストレス・テストに用いるストレス・シナリオ（以下この条において単に「ストレス・シナリオ」という。）が、次に掲げる要素を含むものとなっていること。

イ トレーディング・ポートフォリオに大きな損失が生じる可能性

ロ ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況

四 ストレス・シナリオが、価格の線形及び非線形の特徴を捕捉できるものとなっていること。

五 ストレス・シナリオが、市場混乱時において潜在的に被り得るマーケット・リスク及び市場流動性リスクを適切に勘案したものとなっていること。

六 ストレス・シナリオが、次のイからニまでに掲げるシナリオの区分に応じ、当該イからニまでに掲げるものを用いること。

イ 当局設定シナリオ 必要に応じて経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が提示するシナリオ

ロ ヒストリカル・シナリオ 過去のストレス期における商品の価格変動及び流動性の急激な低下を勘案したシナリオ

ハ ボラテイルティ・相関シナリオ ボラテイルティ及び相関に極端な数値を適用したシナリオ

ニ 仮想シナリオ 自己のポートフォリオの特性に基づ

ばならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 リスク計測モデル（商工組合中央金庫がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

き発生し得る最大損失を想定し、開発するシナリオ

七 潜在的に被り得る重大な損失に対する自己資本の吸収能力評価及びリスクを削減し自己資本を保持するための措置を特定していること。

八 ストレス・テストの結果について、日常的に取締役等に報告するとともに、定期的に取締役会へ報告するものであること。

九 ストレス・テストの結果について、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

第二款 内部モデル方式の要件

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十七条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

二 次節に定める標準的方式に対応するリスク・クラスに係るリスク・ファクター(第二百六十六条第三項及び第四項

[款名を付する。]

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十七条 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、一般市場リスクの算出について第二百五十五条の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ワークット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署(以下「ワークット・リスク管理部署」という。)が、ワークット・リスク相当額を算出する対象とな

に定める証券化商品に係るリスク・ファクターを除く。)が含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターが内部モデル方式に含まれない場合には、その理由を示すものとする。

三 期待シヨート・フォール及び市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールは、オプシヨンその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベシス・リスクを含むこと。

四 リスク・ファクターに係る市場データの取得が困難な場合であつて代理変数を使用するときは、当該代理変数を使用することの合理性を示すこと。

五 内部モデル方式の一般金利リスクに係るリスク・ファクターは、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおいては、一般的に用いられる方法を用いてイールド・カーブをモデル化していること。

ロ イールド・カーブは、複数の期間を設定し、当該期間に対応するイールド・カーブに沿った金利のボラティリティを含めること。

ハ 主要通貨及び市場における金利変動に対する重要なエクスポージャーについては、少なくとも六個のリスク・ファクターを用いてイールド・カーブをモデル化すること。

る取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング（第二百六十条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 リスク計測モデルの正確性が、マーケット・リスク管理部署により継続的に検証されること。

四 リスク計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつてリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、商工組合中央金庫のポートフォリオとリスク計測モデルの構

三 使用するリスク・ファクターの数は、トレーディングの方針を考慮して定めること。

六 クレジット・スプレッド・リスクのリスク・ファクターは、一般金利リスクとは分離されたクレジット・スプレッド・リスクを捕捉するためのリスク・ファクターが含まれていることを前提とした上で、特定されるものであること。

七 内部モデル方式の外国為替リスクに関して、次に掲げる要件を満たしたリスク・ファクターが特定されているものであること。

イ 外貨建のポジションの各外国通貨に対応するリスク・ファクターを含むこと。

ロ 報告通貨及び重要なエクスジョーザーを有する為替レートに対するリスク・ファクターを含むこと。

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げるいずれかの方法により、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ 株式市場全体の株価の変動を反映するリスク・ファクターを使用する方法(個別銘柄又は業種別指数のポジションを市場全体の指数と対比したベータ換算額によって表す方法を含む。)

ロ 株式市場のセクターに対応するリスク・ファクターを

造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できるところ。

五 取締役等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 リスク計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

ハ マーケット・リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュエーション・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間(ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。)は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュエーション・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもつて、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすこ

使用する方法(各セクターに属する個別銘柄のポジションを当該セクターの指数と対比したベータ換算額によって表す方法を含む。)

ハ 個別銘柄のボラティリティに対応するリスク・ファクターを使用する方法

九 内部モデル方式のコモディティ・リスクに関して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法により重要なポジションを有するコモディティ商品に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ コモディティを原資産とする商品ポジションが限定的である場合 簡便的な手法を用いてリスク・ファクターを特定する方法(各コモディティ価格に対して一個のリスク・ファクターを用いる方法及び受け渡し地域の異なるコモディティのリスク・ファクターを代用する方法を含む。)

ロ コモディティ取引を活発に行っている場合 デリバティブ・ポジションとコモディティの現物ポジションとの間のコソビエンス・イールド(現物コモディティを直接所持することによる便益及び費用を反映する率をいう。)の変動を考慮する方法

十一 内部モデル方式のフレンジへの出資に係るリスクに関して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又

とができる。

二 バリュエーション・リスクの算出に用いるヒストリカルデータの観測期間は一年以上であること。

三 ヒストリカルデータをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュエーション・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカルデータが一月に一回以上更新されること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 ワークアウト・リスク・ファクター(ワークアウト・リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下同じ。)については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のワークアウト・リスク・ファクターを設定すること。

六 前号のワークアウト・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシニング・ファクター(金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。)を用いていること。ただし、プライシニング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合

はロに定める方法によりリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ トレーディング勘定へ分類されたフアエンドへの出資がリスクスルーできる場合 フアエンドを構成する個別のポジションのリスクを特定する方法（当該方法では、当該フアエンドが割り当てられたトレーディング・デンスクにこれらのポジションを割り当てるものとする。）

ロ トレーディング勘定へ分類されたフアエンドへの出資がリスクスルーできず、かつ、当該フアエンドの日次の価格及び運用基準又はマーケット・リスク相当額に関する情報を取得している場合 当該フアエンドのマーケット・リスク相当額の算出に標準的方式を使用する方法

（実在価格の観測に関する要件）

第二百五十七条の二 内部モデル方式採用金庫は、前条の規定により特定されたリスク・ファクターについてリスク・ファクターのモデル化可能性テストを実施し、モデル化可能なり

には、この限りでない。

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリー（マーケット・リスクを発生させる原因の区分をいう。以下同じ。）ごとに正確に把握すること。

八 金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 ストレス・バリュエーション・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを商工組合中央金庫が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュエーション・アット・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

〔条を加える。〕

リスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターとに分類するものとする。ただし、金融市場又は資本市場の状況その他の事情を勘案して必要であるときは、内部モデル方式採用金庫は経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けて、リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいて不合格としたリスク・ファクターについて、モデル化可能なリスク・ファクターへ分類を変更することができる。

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいては、次に掲げる要件のいずれかを満たす実在価格を用いるものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、直近十二月に二十四個以上の実在価格の観測値を特定すること。

イ 直近十二月におけるいずれの九十日間においても実在価格の観測値が四個以上存在すること。

ロ 実在価格の観測値の特定は、一日につき一個とすること。

ハ イ及びロに掲げる要件を満たしているかどうかについて、一月に一回の頻度でモニタリングすること。

二 直近十二月に百個以上（一日につき一個に限る。）の実在価格の観測値を特定すること。

3 実在価格は、次に掲げる価格のいずれかに該当するものとする。ただし、証拠金（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第二

十一号の十に規定する変動証拠金及び同項第二十一号の十一に規定する当初証拠金をいう。)に係る担保授受において参照される価格は、実在価格に含まないものとする。

一 自己が行った取引の価格

二 第三者の間で行われた実際の取引の価格(価格について妥当性を検証できるものに限る。)

三 確定気配値(第三者ベンダー(金融取引に係る情報を提供するものであって、商工組合中央金庫及びその連結子法人等以外のものをいう。以下この章において同じ。)、取引所(金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下この章において同じ。))又は取引基盤(第三者ベンダー又は取引所に類するものであって、金融取引に係る情報を提供する仕組みをいう。以下この章において同じ。))によって認証された価格をいう。)を参照した価格

四 第三者ベンダーから取得した価格であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 当該第三者ベンダーにより収集された確定気配値であること。

ロ 取引価格を証する書類を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて提出することを第三者ベン

ダーとの間で合意していること。

ハ 前三号に掲げる価格のいずれかに該当するものであること。

4 前項第四号に掲げる実在価格を用いる場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 当該実在価格の観測数及び観測日に係る情報を第三者ベンダーから取得できること。

二 リスク・ファクターとの関連付けを確認するために必要な情報を第三者ベンダーから取得できること。

三 第三者ベンダーが当該実在価格について外部監査を受けており、かつ、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じ当該外部監査の結果を提出することについて、第三者ベンダーとの間で合意していること。

5 内部モデル方式採用金庫は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストで用いた実在価格及び当該実在価格とリスク・ファクターを関連付ける手順について、その適切性を判断するために必要な情報を記した文書を作成するものとする。

第二百五十七条の三 前条第二項に規定する実在価格の観測

値の特定に当たつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 パラメトリック関数のパラメーターをリスク計測シス

[条を加える。]

テムにおけるリスク・ファクターとして設定する場合 パラメトリック関数のパラメーターの水準調整に用いた市場データが、前条第二項から第四項までに規定する要件を満たすものであること。

ニ クレジット・スプレッド及び株式のリスク・ファクターを設定する場合 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 特定の経済、地域及びセクター全体の変動を表すリスク・ファクター（ロ及びハにおいて「全般的なリスク・ファクター」という。）を用いること。

ロ 市場指数及び個別の発行体の商品に係る実在価格については、全般的なリスク・ファクターと同じ属性を有する場合に限り、当該全般的なリスク・ファクターの実在価格の観測値に含めるものとする。

ハ 全般的なリスク・ファクターが期間構造を有するものである場合にあつては、当該全般的なリスク・ファクターを満期ごとに分類し、実在価格の観測をすること。

（リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類）

第二百五十七条の四 内部モデル方式採用金庫は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、リスク・ファクターをリスク・バケットに分類するものとする。

一 内部管理において使用するリスク・バケットへ分類する方法

〔条を加える。〕

二 第三項で定めるリスク・バケットへ分類する方法

2 前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 リスク・ファクターは、一つのリスク・バケットに分類すること。

二 リスク・バケットは重複していないこと。

3 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次の各号に掲げるリスク・ファクターの種類の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・バケットにリスク・ファクターを分類するものとする。

一 満期の区分を一つ有する一般金利、外国為替及びコモディティのリスク・ファクター（インプライド・ボラティリティを除く。） 次の表の左欄に掲げる満期の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク・バケット

満期	リスク・バケット
零年以上〇・七五年未満	A 1
〇・七五年以上一・五年未満	A 2
一・五年以上四年未満	A 3
四年以上七年未満	A 4
七年以上十二年未満	A 5
十二年以上十八年未満	A 6
十八年以上二十五年未満	A 7
二十五年以上三十五年未満	A 8

三十五年以上	A 9
--------	-----

二 満期の区分を複数有する一般金利、外国為替及びコモディティのリスク・フアクター（インプライド・ボラティリティを除く。） 次の表の左欄に掲げる満期の区分に並び、同表の右欄に定めるリスク・バケット

満期	リスク・バケット
零年以上〇・七五年未満	B 1
〇・七五年以上四年未満	B 2
四年以上十年未満	B 3
十年以上十八年未満	B 4
十八年以上三十年未満	B 5
三十年以上	B 6

三 満期の区分を一つ又は複数有するクレジット・スプレッド・リスク及び株式のリスク・フアクター（インプライド・ボラティリティを除く。） 次の表の左欄に掲げる満期の区分に並び、同表の右欄に定めるリスク・バケット

満期	リスク・バケット
零年以上一・五年未満	C 1
一・五年以上三・五年未満	C 2
三・五年以上七・五年未満	C 3
七・五年以上十五年未満	C 4
十五年以上	C 5

四 権利行使価格の区分を一つ又は複数有するリスク・ファクター 次の表の左欄に掲げる原資産に対する感応度に応じ、同表の右欄に定めるリスク・バケット

原資産に対する感応度	リスク・バケット
零以上〇・〇五未満	D 1
〇・〇五以上〇・三未満	D 2
〇・三以上〇・七未満	D 3
〇・七以上〇・九五未満	D 4
〇・九五以上一・〇〇未満	D 5

五 権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分を有するインプライド・ボラテイルイのリスク・ファクター（金利スワップシヨンのものを除く。） 次の表に掲げる原資産に対する感応度及び満期に応じ、同表に定めるリスク・バケット

	原資産に対する感応度				
	零以上 〇・〇 五未満	〇・〇 五以上 〇・三 未満	〇・三 以上 〇・七 未満	〇・七 以上 〇・九 五未満	〇・九 五以上 一・〇 〇未満
満期	零 以上 一・五 年未	C 1 D 1	C 1 D 2	C 1 D 3	C 1 D 4

	満					
	一・五 年以上 三・五 未満	C 2 D 1	C 2 D 2	C 2 D 3	C 2 D 4	C 2 D 5
	三・五 年以上 七・五 未満	C 3 D 1	C 3 D 2	C 3 D 3	C 3 D 4	C 3 D 5
	七・五 年以上 十・五 未満	C 4 D 1	C 4 D 2	C 4 D 3	C 4 D 4	C 4 D 5
	十 年以上	C 5 D 1	C 5 D 2	C 5 D 3	C 5 D 4	C 5 D 5

六 満期の区分、権利行使期限の区分及び権利行使価格の区

分を有する金利スワップ・オプションのインプライド・ボラティリティのリスク・ファクター 満期の区分、権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分の組合せにより作成されるリスク・バケット

4 前項第六号の「満期の区分」、「権利行使期限の区分」及び「権利行使価格の区分」とは、それぞれ次の各号の表に定めるものをいう。

一 満期の区分の表

満期	リスク・バケット
零年以上〇・七五年未満	B 1
〇・七五年以上四年未満	B 2
四年以上十年未満	B 3
十年以上十八年未満	B 4
十八年以上三十年未満	B 5
三十年以上	B 6

二 権利行使期限の区分の表

満期	リスク・バケット
零年以上一・五年未満	C 1
一・五年以上三・五年未満	C 2
三・五年以上七・五年未満	C 3
七・五年以上十五年未満	C 4
十五年以上	C 5

三 権利行使価格の区分の表

原資産に対する感応度	リスク・バケット
零以上〇・〇五未満	D 1
〇・〇五以上〇・三未満	D 2
〇・三以上〇・七未満	D 3
〇・七以上〇・九五未満	D 4
〇・九五以上一・〇〇未満	D 5

5 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合であつて、負債性商品が満期を迎えるときは、直近の十二月以内に特定した実在価格の観測値を当初のリスク・バケットの区分に分類するものとする。

6 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合であつて、ある特定の満期のリスク・バケットに属するクレジット・スプレッド・リスク・ファクターのモデル化の必要がなくなったときは、当該リスク・バケットに隣接するリスク・バケットのうち、短い満期の区分に分類することができる。

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百五十七条の五 内部モデル方式採用金庫は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストを四半期ごとに実施するものとする。

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

[条を加える。]

ー モデル化可能なリスク・ファクターへの分類に当たっては、モデル化可能なリスク・ファクターの組合せにより得られたリスク・ファクターのみを用い、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める手法を用いること。

イ モデル化可能なリスク・ファクターの組合せによる内挿（観測された複数の順序付けされたデータに基づいて、その間にある観測されていない値を算出することを行う。以下このイにおいて同じ。）を用いる場合 内挿はリスク理論損益を算出する際に用いた内挿の手法と整合していること。この場合において、情報量を可能な限り保ちながらリスク・ファクターの数を圧縮するときにあつては、モデル化可能なリスク・ファクターの観測値からパラメーターを導出することができる。

ロ モデル化可能なリスク・ファクターの組合せによる外挿（観測された複数の順序付けされたデータに基づいて、その外側にある観測されていない値を算出することを行う。以下このロにおいて同じ。）を用いる場合 外挿は、複数のモデル化可能なリスク・ファクターのデータを用いて算出する方法によることとし、かつ、当該外挿はリスク理論損益を算出する際に用いた外挿の手法と整合していること。この場合において、当該外挿を用いるときには、あらかじめ、経済産業大臣、財務大臣及び

金融庁長官の承認を受けるものとする。

二 第二百五十九条の二第一項に規定する期待ショート・フオールを算出するモデル（以下この章において「期待ショート・フオールモデル」という。）は、一般市場リスク及び個別リスクを捕捉するものとし、一方又は双方のリスクを捕捉していない場合にあつては、モデル化不可能なリスク・ファクターを用いてマーケット・リスク相当額を算出すること。

三 期待ショート・フオールモデルにあつてはリスク・ボジションのボラテイルリテイル及び相関係数を勘案し、当該ボラテイルリテイル及び相関係数のデータにあつては次に掲げる事項を勘案すること。

イ 実在価格のデータを用いていること。

ロ ボラテイルリテイルが過小に評価されていないこと。

ハ 相関係数が実在価格間の相関を適切に近似した値であること。

ニ リスク・ファクターを変換する場合は、ボラテイルリテイルが過小に評価されておらず、かつ、期待ショート・フオールモデルにおいて用いたリスク・ファクターから生じる相関が正確に反映されていること。

四 内部モデル方式に用いるデータは、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 実在価格に基づかないデータを用いる場合は、当該デ

ータが実在価格を代替するものであることを疎明すること。この場合においては、当該データとフロント・オフイス部門及びバック・オフイス部門で用いる価格データとの整合性を確認するものとする。

ロ 市場で観測された価格からリスク・ファクターを導出する場合は、導出の手法を記した文書を作成すること。

ハ データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること。

ニ リスク・ファクターのパラメーターを推計するために回帰分析を用いる場合は、当該パラメーターの推計値を定期的に再計算すること。

ホ 時価評価モデルにおけるキャリブレーション（期待シヨート・フォールモデルその他のワークット・リスク相当額の算出に関連するモデルから算出される価格の理論値が、市場価格を含む実際の取引の価格に可能な限り適合するよう推計することをいう。）は、十分な頻度で実施すること。

ヘ リスク・ファクターの欠損値を補完する場合には、明確な方針を策定すること。

五 第二百五十九条の三第一項に規定する市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールのリスク・ファクターは、次に掲げる要件を満たすものとする。

イ 実際の取引の価格又は気配値から推計された価格が用いられていること。

ロ 景気循環を含む可能な限り長期のデータを入力すること。

ハ 現在取引される金融商品の性質がストレス期間において取引される金融商品の性質と異なる場合において、現在取引される金融商品を用いることが過去のデータに基づき適切であることを疎明すること。

ニ 現在取引される金融商品がストレス期間に存在しなかった場合は、リスク・ファクターがストレス期間の類似する金融商品の価格やスプレッドの変動とおおむね同等であることを疎明し、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。この場合において、ストレス期間以降に性質が変化した金融商品については、現在の市場データを用いることが妥当であることを十分に説明できない場合は、ストレス期間のリスク・ファクターから除くものとする。

(1) 第二百五十九条の三第二項第一号ロに掲げる要件を満たすこと。

(2) 期待ショート・フォールの算出に係る特定の金融商品のリスク・ファクターについて、ストレス期間に係る当該金融商品のデータが入手できない場合は、当該金融商品のリスク・ファクターの個別リスクは、第二

百五十九条の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターに含めないこと。

- (3) 現在取引される金融商品のリスク・ファクターに含まれ、かつ、第二百五十九条の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターに含まれないリスク・ファクターに対するエクスポージャーは、当該低減したリスク・ファクターに含まれる最も適切なリスク・ファクターに分類すること。

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ バルチ・ファクター（金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質に係る各要素をいう。）に基づくモデル（以下このイにおいて「バルチ・ファクターモデル」という。）において代理変数を生成する場合 次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) バルチ・ファクターモデルにおいて複数のインデックスを利用する場合は、それぞれのインデックスの間にある相関関係を捕捉すること。この場合において、相関関係で説明できないインデックスの間のリスクについては、無相関を前提とすること。

- (2) バルチ・ファクターモデルが資産の価格変動に対し

て有意な説明力を有し、かつ、代理変数の使用により説明できない誤差の存在を把握すること。

(3) バルチ・フアクターモデルの係数は、過去のデータに基づいて推計すること。この場合において、当該係数を主観的な判断に基づき設定する場合は、モデル化不可能なリスク・フアクターに分類するものとする。

ロ 期待シヨート・フオールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・フアクターとの間のベータを特定し、当該ベータをモデル化可能なリスク・フアクター又はモデル化不可能なリスク・フアクターに分類すること。この場合において、当該ベータがモデル化可能リスク・フアクターに分類されたときは、次に掲げるリスク・フアクターのいずれかをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

- (1) 代理変数のリスク・フアクター及びベータのリスク・フアクター
- (2) 市場で観測されるリスク・フアクター

第三款 バック・テストイング及び損益要因分析テストに係る要件

(バック・テストイング及び損益要因分析テストに係る総則

）

[款名を付する。]

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十八條 内部モデル方式採用金庫は、次に掲げるテストを行うものとする。

一 全社的なバック・テストイン

二 各トレーディング・デスクに対するバック・テストイン

三 各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テスト

2 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクは、前項
第二号及び第三号に掲げるテストに合格したものでなければ
ならない。

第二百五十八條 商工組合中央金庫は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2 商工組合中央金庫は、債券等（第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えない。この場合において、商工組合中央金庫は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十五條の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスク

の算出のために商工組合中央金庫が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はボジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを商工組合中央金庫が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 四 同一の主体に関するボジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一と見えないボジションの有するリスク（次項第七号において「ベータシス・リスク」という。）を把握していること。

	五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。 六 バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。 七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。
	5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。 一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプシオン性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、商工組合中央金庫の管理の状況に並び、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。
	二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適

切であると認められる場合は、この限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七 主要なベータシス・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないで見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジの

(全社的なバック・テストに係る要件)

第二百五十八条の二 内部モデル方式採用金庫は、全社的なバック・テストにおいて、評価日を含む直近二百五十営業日の日次のバリュエーション・アット・リスクと日次の実損益及び仮想損益とを比較するものとする。

2 全社的なバック・テストは、九十九パーセントの信頼水準のバリュエーション・アット・リスクを次に掲げる要件に基づき算出するものとする。

- 一 トレーディング・ポートフォリオ全体において、バック・テストの超過（実損益又は仮想損益がバリュエーション・リスクを上回ることをいう。以下この節において同じ。）の回数（以下この節において「超過回数」という。）を算出し、実損益又は仮想損益のいずれが多い超過回数をバック・テストの結果に用いること。

リバランスによる影響を勘案していること。

ロ 商工組合中央金庫が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 商工組合中央金庫がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

[条を加える。]

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める超過回数調整を行うこと。

イ 実損益のみが観測できない場合 実損益の超過回数に一を加える。

ロ 仮想損益のみが観測できない場合 仮想損益の超過回数に一を加える。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合（実損益、仮想損益及び日次のバリュエーション・リスクの全てが観測できる場合を除く。） 実損益及び仮想損益の超過回数にそれぞれ一を加える。

3 バック・テストインゲの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が認める場合に限り、当該バック・テストインゲの超過を超過回数に含めないことができる。この場合においては、関連するマーケット・リスク相当額の変動の推移及び超過の要因について文書に記録し、保存するものとする。

4 全社的なバック・テストインゲの結果は、次の表の左欄に掲げる超過回数に応じ、同表の右欄に定めるバック・テストインゲゾーン（グリーン・ゾーン（モデルの品質及び精度に問題がないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）、アンバー・ゾーン（モデルに問題がある可能性が示唆されるが決定的ではないとする結果をいう。以下この項

及び次項において同じ。) 及びレッド・ゾーン (モデルに問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。) をいう。) に区分するものとする。

超過回数	乗数	バック・テスト ンダゾーン
零	一・五〇	グリーン
一	一・五〇	
二	一・五〇	
三	一・五〇	
四	一・五〇	
五	一・七〇	アンバー
六	一・七六	
七	一・八三	
八	一・八八	
九	一・九二	
十	二・〇〇	レッド

5 前項の規定に基づき区分した結果については、次の各号に掲げる結果の区分に応じ、当該各号に定める対応を行うものとする。

- 一 グリーン・ゾーン マーケット・リスク相当額に一・五を乗じる。
- 二 アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーン 前項の表の中欄

に掲げる乗数をワーク・リスク相当額に乗じる。

- 6 内部モデル方式採用金庫は、全社的なバック・テストイン
グの超過について、内容及び要因を文書に記録し、保存する
ものとする。

- 7 内部モデル方式採用中央金庫は、九十九パーセント以外の
信頼水準に基づいたバック・テストイングその他統計的な手
法により内部モデル方式を検証するものとする。

(各トレーディング・デスクのバック・テストイング)

第二百五十八条の三

内部モデル方式採用金庫は、各トレー

ディング・デスクに対するバック・テストイングにおいて、評
価日を含む直近二百五十営業日の日次のバリュエーション・アット・
リスクと日次の実損益及び仮想損益とを比較するものとし
る。

- 2 各トレーディング・デスクに対するバック・テストイング
は、各トレーディング・デスクに対し、九十七・五パーセン
ト及び九十九パーセントの信頼水準のバリュエーション・アット・リ
スクを次に掲げる要件に基づき算出するものとする。この場
合において、バリュエーション・アット・リスクは、直近十二月の時
系列データについて均等に重み付けたものを用いるものと
する。

- 一 実損益又は仮想損益のいずれが多い超過回数をバック・
テストイングの結果に用いること。

[条を加える。]

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める超過回数の調整を行うこと。

イ 実損益のみが観測できない場合 実損益の超過回数に一を加える。

ロ 仮想損益のみが観測できない場合 仮想損益の超過回数に一を加える。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合（実損益、仮想損益及び日次のバリュエーション・リスクの全てが観測できる場合を除く。） 実損益及び仮想損益の超過回数にそれぞれ一を加える。

3 バック・テストイングの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が認める場合に限り、当該バック・テストイングの超過を超過回数に含めないことができる。この場合においては、モデル化不可能なリスク・ファクターに関連するマーケット・リスク相当額の変動の推移及びモデル化不可能なリスク・ファクターがバック・テストイングの超過の要因について、文書に記録し、保存するものとする。

4 各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングの結果について、次の各号に掲げる信頼水準の区分に応じ、当該各号に定める回数を超える超過が直近十二月に生じた場合には、当該トレーディング・デスクに対するマーケット

・リスク相当額は標準的方式を用いて算出するものとする。	
一 九十七・五パーセントの信頼水準 三十回	
二 九十九パーセントの信頼水準 十二回	
5 内部モデル方式採用金庫は、各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングの超過について、内容及び要因を文書で記録し、保存するものとする。	
6 内部モデル方式採用金庫は、九十九パーセント以外の信頼水準に基づいたバック・テストイングその他統計的な手法により内部モデル方式を検証するものとする。	
7 内部モデル方式採用金庫は、各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングを四半期ごとに実施するものとする。この場合において、当該バック・テストイングの参照日は、第二百五十七条の五第一項の規定により四半期ごとに実施するリスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。	
(損益要因分析テストに係る要件)	
<u>第二百五十八条の四</u> 損益要因分析テストは、フロント・オフイス部門のモデルと内部モデル方式とを比較し、内部モデル方式の簡易化（内部モデル方式の時価評価モデルにおいて、フロント・オフイス部門の時価評価モデルよりも計算負荷を軽減させることをいう。以下この条において同じ。）の重要性を評価するため、トレーディング・デスクごとにリスク理	

[条を加える。]

論損益と仮想損益とを日次で比較するものとする。

2 内部モデル方式採用金庫は、各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストを四半期ごとに実施するものとする。この場合において、当該損益要因分析テストの参照日は、第二百五十七条の五第一項の規定により四半期ごとに実施するリスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。

3 内部モデル方式採用金庫は、損益要因分析テストにおいて、内部モデル方式の簡易化が重要性を有すると判断された場合には、当該内部モデル方式の使用を制限又は停止するものとする。

4 内部モデル方式採用金庫は、各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストについて、内部モデル方式の簡易化の内容並びにリスク理論損益及び仮想損益の定義、当該損益要因分析テストの結果及び当該結果を受けた対応方針に係る文書を作成するものとする。

(バック・テストイング及び損益要因分析テストに用いる損益)

第二百五十八条の五 損益要因分析テストにおいて、リスク理論損益の算出に用いるトレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターは、全てのモデル化可能なリスク・ファクター及び全てのモデル化不可能なリスク・ファク

[条を加える。]

ターを含むものとする。

- 2 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の算出に当たって、トレーディング・デスクのリスク管理モデルが追加的な残余リスク（トレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターでは捕捉されていないリスクをいう。方式に係る内部モデルでは捕捉されていないリスクをいう。）を含むデータを使用している場合には、当該トレーディング・デスクのリスク管理モデルに用いている全てのリスク・ファクターの変動を含むものとする。
- 3 バック・テストインゲ及び損益要因分析テストに用いる仮想損益は、同一のものとする。
- 4 実損益は、ワークット・リスクに関する時価調整（日次で更新できないものを除く。）を含むものとする。
- 5 仮想損益は、日次で更新できるワークット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合は、当該ワークット・リスクに関する時価調整を控除することができる。
- 6 トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおいて算出できない時価調整は、各トレーディング・デスクに対するバック・テストインゲに用いる仮想損益と実損益に含めることを要しない。
- 7 実損益及び仮想損益の算出に当たっては、同一の時価評価

モデルを用いるものとする。

(損益要因分析テストの入力データの調整)

第二百五十八条の六

内部モデル方式採用金庫は、損益要因分

析テストに使用する場合に限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整(以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。)を行うことができる。

2 リスク理論損益の入力データの調整は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

一 リスク理論損益の入力データを仮想損益の入力データに置き換える方法

二 仮想損益の入力データをリスク理論損益及び期待シヨート・フォールモデルで使用するリスク・ファクターの入力データとする方法

3 リスク理論損益の入力データの調整を行う場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 リスク理論損益の入力データの調整を適切に実施するために社内規則(方針及び手続を含む。)を定めていること。

二 使用するリスク・ファクター及び算出手法の差異が適切であることを実証していること。

三 リスク理論損益の入力データの調整に係る検証を適切

[条を加える。]

に実施するものであること。

四 リスク理論損益の入力データの調整がリスク理論損益及び損益要因分析テストに与える影響度についての評価（入力データの調整前後の比較を含む。）を実施するものであること。

4 リスク理論損益の入力データの調整において、同一の市場データから評価に必要なパラメーターを算出する場合であつて仮想損益及びリスク理論損益の当該パラメーターに係る算出方法が異なるときは、算出方法の差異を仮想損益又はリスク理論損益の算出結果に反映するものとする。

5 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の入力データの調整においては、次に掲げる調整を行わないものとする。

- 一 仮想損益とリスク理論損益のリスク・ファクターを一致させるための調整
- 二 リスク理論損益及び仮想損益の算出において、異なるシステム及び時点による差異を解消するための調整

（損益要因分析テストの指標）

第二百五十八条の七 損益要因分析テストの指標は、次に掲げるものとする。

- 一 リスク理論損益と仮想損益との間の順位相関を評価するスピアマンの順位相関指標（第三項及び次条第一項にお

〔条を加える。〕

いて単に「スピアマンの順位相関指標」という。）	二 リスク理論損益と仮想損益との間の分布の近似性を評価するコルモシロフ・スミルノフ検定（第四項及び次条第一項において「KS検定」という。）のテスト指標 2 前項各号に掲げる指標の算出に当たっては、直近二百五十営業日に観測されたリスク理論損益及び仮想損益の時系列データを用いるものとする。 3 スピアマンの順位相関指標は、次の算式により算出するものとする。
$r_s = \frac{cov(R_{HPL}, R_{RTP_L})}{\sigma_{R_{HPL}} \times \sigma_{R_{RTP_L}}}$ r_sは、スピアマンの順位相関指標 $cov(R_{HPL}, R_{RTP_L})$は、R_{HPL}とR_{RTP_L}との間の共分散 $\sigma_{R_{HPL}}$は、R_{HPL}の標準偏差 $\sigma_{R_{RTP_L}}$は、R_{RTP_L}の標準偏差 R_{HPL}は、仮想損益を大きさに基づいて変換した順位データ R_{RTP_L}は、リスク理論損益を大きさに基づいて変換した順位データ	4 KS検定の指標は、次に掲げる経験的累積分布関数の間で観測される差額の絶対値のうち最大のものとする。 一 リスク理論損益の各損失額に対応する順位に〇・〇〇四（一営業日を二百五十営業日で除して得た値をいう。次号において同じ。）を乗じて得た経験的累積分布関数

二 仮想損益の各損失額に対応する順位に〇・〇〇四を乗じて得た経験的累積分布関数

(損益要因分析テストの実施)

第二百五十八条の八 内部モデル方式採用金庫は、内部モデル

方式を用いる各トレーディング・デスクに対して実施した損益要因分析テストの結果を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるゾーンに分類するものとする。

一 スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超え、かつ、KS検定のテスト指標が〇・〇九（P値にあつては〇・二六四）未満の場合 グリーン・ゾーン

二 スピアマンの順位相関指標が〇・七未満であつて、かつ、KS検定のテスト指標が〇・一（P値にあつては〇・〇五五）を超える場合 レッド・ゾーン

三 前二号に掲げる場合以外の場合 アンバー・ゾーン

2 損益要因分析テストの結果がグリーン・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、内部モデル方式を用いることができる。

3 損益要因分析テストの結果がレッド・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、標準的方式を用いるものとする。

4 前項の規定により標準的方式を用いるものとされたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合

[条を加える。]

に限り、内部モデル方式の使用を再開することができる。

一 改めて実施した損益要因分析テストにおいて、グリーン・ゾーンに分類されるものであること。

二 直近十二月にわたって、全社的なバック・テストインデックスの結果が第二百五十八条の二第四項に規定するグリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されるものであること。

5 損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、第二百六十二条に規定する資本サーチャージの適用対象とすることにより、内部モデル方式を継続して用いることができる。

6 損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、グリーン・ゾーンに分類するものとする。

- 一 改めて実施した損益要因分析テストにおいて、グリーン・ゾーンの要件に該当すること。
- 二 直近十二月にわたって、全社的なバック・テストインデックスの超過に係る要件を満たすものであること。

（バック・テストインデックス及び損益要因分析テストの結果に係る届出）

第二百五十八条の九 内部モデル方式採用金庫は、トレーディング・デスクが次に掲げる場合に該当することとなったとき

〔条を加える。〕

は、遅滞なく、その旨を記載した届出書に原因及び対処方針を記載した書類を添付して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

一 第二百五十八条の二に規定する全社的なバック・テスティングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合

二 第二百五十八条の三に規定する各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合

三 前条に規定する各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合

2 内部モデル方式採用金庫は、第二百五十八条の六に規定するリスク理論損益の入力データの調整に関する手を整備し、当該手続に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

(市場の特殊要因等に起因するバック・テストイングの超過及び損益要因分析テストの不合格時の対応)

第二百五十八条の十 内部モデル方式採用金庫は、前条第一項各号に規定する分類を行った場合において、当該分類に市場の特殊な要因等に起因する事象が含まれていると認められ

[条を加える。]

るときは、当該分類に用いたバック・テストインゲの超過及び損益要因分析テストの不合格の結果を取り消すことができる。

第四款 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額

(モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額)

第二百五十九条 内部モデル方式採用金庫は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるモデル化可能なリスク・ファクターについて、次条から第二百五十九条の四までの規定により期待シヨート・フォールによりマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

[款名を付する。]

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十九条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュエ・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュエ・アット・リスクは、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
 - イ 算出基準日のバリュエ・アット・リスク
 - ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエ・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額
- 二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
 - イ 算出基準日のストレス・バリュエ・アット・リスク
 - ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリ

ユー・アット・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の追加的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(期待ショート・フオール算出に係る流動性ホライズンの勘案)

第二百五十九条の二 内部モデル方式採用金庫は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスク全体及びトレーディング・デスク単位のポートフォリオにおいて、次の算式を用いて期待ショート・フオールを日次で算出するものとする。この場合において、当該算式には、片側九十七・五パーセントの信頼水準及び十日間の流動性ホライズン(以下この款において「ベース・ホライズン」という。)を用いるものとする。

$$ES = \sqrt{(ES_T(P))^2 + \sum_{j \geq 2} \left(ES_T(P, j) \sqrt{\frac{(LH_j - LH_{j-1})}{T}} \right)^2}$$

[条を加える。]

ES は、期待ショート・フオール

$ES_T(P)$ は、ベース・ホライズンを前提としたポジション $P = (p_i)$ に対する全てのリスク・ファクターのショックに係る期待ショート・フオール

T は、ベース・ホライズンの長さ

LH_j は、次項に規定する期間

$ES_T(P, j)$ は、ポジション $P = (p_i)$ のリスク・ファクターの集合 $Q(p_i, j)$ の各ポジション p_i へのショック（第三項に規定する流動性ホライズン n が LH_j 以上であるリスク・ファクターを変動させた場合における各ポジション p_i に対するショックをいう。）を勘案した期待ショート・フオール

2 前項の LH_j は、次の表の左欄に掲げる流動性ホライズンの区分に応じ、同表の右欄に定める期間とする。

流動性ホライズンの区分 (j)	期間 (日)
1	十
2	二十
3	四十
4	六十
5	百二十

3 流動性ホライズン n は、次の表の左欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の右欄に定める期間とする。ただし、内部モデル方式採用金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長

官の承認を受けた場合は、当該期間よりも長い期間を設定することができる。この場合において、当該期間よりも長い期間は、二十日、四十日、六十日又は百二十日とするものとする。

リスク・クラス	リスク・ファクター・カテゴリー	期間（日）
	金利（特定通貨）	十
金利リスク	特定通貨以外の通貨	二十
	ボラテイルテイ	六十
	その他の種類	六十
	ソブリン（投資適格（IG））	二十
	ソブリン（高利回り（HY））	四十
信用スプレッド・リスク	コーポレート（投資適格（IG））	四十
	コーポレート（高利回り（HY））	六十
	ボラテイルテイ	百二十
	その他の種類	百二十
	株価（大型株）	十
株式リスク	株価（小型株）	二十

	株価（大型株）に係るボラテイルリテイ	二十
	株価（小型株）に係るボラテイルリテイ	六十
	その他の種類の株式	六十
	為替レートに係る特定為替通貨ペア	十
	為替レートに係る通貨ペア	二十
外国為替リスク	為替に係るボラテイルリテイ	四十
	為替に係るその他の種類	四十
	エネルギー及び二酸化炭素排出権取引価格	二十
	貴金属及び非鉄金属価格	二十
コモディティ・リスク	その他のコモディティ価格	六十
	エネルギー及び二酸化炭素排出権取	六十

	引価格に係るボラ テイリティ	
(注) 特定通貨とは、欧州経済通貨統合参加国通貨 (EUR)、アメリカ合衆国通貨 (USD)、英国通貨 (GBP)、オーストラリア通貨 (AUD)、スウェーデン通貨 (SEK)、カナダ通貨 (CAD) 及び本邦通貨をいう (第二百六十八条の二第四項において同じ。)		
4 前項ただし書の承認を受けようとする内部モデル方式採用金庫は、次に掲げる要件の全てに適合していることを示す書類を添付した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。		
一 リスク・ファクター・カテゴリーごとの流動性ホライズンについて、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の求めに応じて情報を提出できる態勢を整備すること。		
二 流動性ホライズンの設定に係る方針を策定すること。		
三 流動性ホライズンの設定について、リスク管理部門による検証及び内部監査を定期的に実施する態勢を整備すること。		
(市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出) <u>第二百五十九条の三</u> 内部モデル方式採用金庫は、内部モデル方式を用いる全てのトレーディング・デスクに対して、ストレス期間 (少なくとも平成十九年まで遡る観測期間のうち、		

[条を加える。]

最も市況が厳しい十二月をいう。以下この款において同じ。)のデータを入力できるリスク・ファクター(以下この条及び次条において「低減したリスク・ファクター」という。)に基づき、ストレス期間を仮定した場合の期待シヨート・フオール(以下この条及び次条において「市場混乱時を想定した期待シヨート・フオール」という。)を次の算式により算出するものとする。

$$ES = ES_{RS} \times \frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}$$

ES は、市場混乱時を想定した期待シヨート・フオール

ES_{RS} は、低減したリスク・ファクターについて、ストレス期間を想定して算出した期待シヨート・フオール

ES_{RC} は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待シヨート・フオール

ES_{FC} は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待シヨート・フオール

2 前項の算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けたものであること。

イ 十分な観測期間を有したモデル化可能なリスク・ファクターであること。

-
- ロ 低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールが直近十二週にわたって観測された全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールの平均値の七十五パーセント以上であること。
- 二 ストレス期間に算出した期待ショート・フォールに係るデータは、均等に重み付けすること。
- 三 前項の算式中 ES_{RS} に係るストレス期間の見直しは、四半期に一回以上の頻度及びリスク・ファクターに重要な変更が生じた場合に行うこと。
- 四 前項の算式中 ES_{RS} に係るストレス期間を変更する場合には、低減したリスク・ファクターを見直すこと。
- 五 前二号の見直しの参照日は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。
- 六 前項の算式中 ES_{FC} の算出に用いたデータの更新は、四半期に一回以上の頻度及び市場価格の著しい変動が生じた場合に行うこと。
- 3 期待ショート・フォールの算出に当たって、同一のリスク・クラスの場合においては、過去のデータから観測される相関を反映することができる。この場合においては、相関をリスク・ファクターごとの前条第三項に規定する流動性ホライズン n と整合的なものとし、かつ、相関の算出及び使用方法に係る文書を作成するものとする。
- 4 期待ショート・フォールは、前条第三項に規定するリスク
-

・フアクター・カテゴリーにおいて、オプシヨンの非線形リスク及びボラテイルリテイル曲面を適切に勘案するものとする。

5 内部モデル方式は、トレーディング・デスクが設定するリスク許容範囲に係る重要なリスク・フアクターを全て含むものとする。

6 期待ショート・フォールの算出に当たっては、ヒストリカル・シミュレーション法、モンテカルロ・シミュレーション法その他適切な計測手法を使用することができる。

7 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、価格のボラテイルリテイルが短期間に大きく上昇し、価格変動をより適切に反映させることが妥当と判断した場合には、より短期の観測期間を使用した期待ショート・フォールの算出を求めることができる。この場合において、観測期間は、六月以上とする。

（市場混乱時を想定したモデル化可能なリスク・フアクターに基づくマーケット・リスク相当額）

第二百五十九条の四 内部モデル方式採用金庫は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールを用いて、モデル化可能なリスク・フアクターに基づくマーケット・リスク相当額を、次の算式により算出するものとする。

$$IMCC = \rho(IMCC(C)) + (1 - \rho) \left(\sum_{i=1}^B IMCC(G_i) \right)$$

〔条を加える。〕

$$IMCC(C) = ES_{RS} \times \frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}$$

$$IMCC(G_i) = ES_{RS,i} \times \frac{ES_{FC,i}}{ES_{RC,i}}$$

IMCCは、モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額

IMCC(C)は、全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール

IMCC(G_i)は、五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール

ES_{RS,i}は、低減したリスク・ファクターについて、五つの各リスク・クラスを対象とし、ストレス期間（前条第一項の算式中ES_{RS}の算出に用いるストレス期間と同一のもの。）を想定して算出した期待ショート・フォール

ES_{RC,i}は、五つの各リスク・クラスを対象とし、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォール

ES_{FC,i}は、五つの各リスク・クラスを対象の全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォール
ρは、〇・五

Bは、リスク・クラスの総数

（モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット

・リスク相当額)

第二百五十九条の五 内部モデル方式採用金庫は、トレーディング・デスクにおけるモデル化不可能なリスク・ファクターについて、ストレス・シナリオを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。この場合において、マーケット・リスク相当額は、それぞれのモデル化不可能なリスク・ファクターに基づき算出されたマーケット・リスク相当額を合計したものである。

2 前項のマーケット・リスク相当額を合計したものは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$SES = \sqrt{\sum_{i=1}^I ISES_{NM,i}^2} + \sqrt{\sum_{j=1}^J ISES_{NM,j}^2} + \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_{k=1}^K SES_{NM,k}\right)^2 + (1-\rho^2) \cdot \sum_{k=1}^K SES_{NM,k}^2}$$

SESは、モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの

iは、信用スプレッドに係るモデル化不可能なリスク・ファクター

jは、株式の個別リスクに係るモデル化不可能なリスク・ファクター

kは、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにお

[条を加える。]

けるモデル化不可能なリスク・ファクター（i又はjに該当するものを除く。） $ISES_{NM,i}$は、信用スプレッドのリスク・ファクターiに係るマーケット・リスク相当額 $ISES_{NM,j}$は、株式の個別リスクのリスク・ファクターjに係るマーケット・リスク相当額 $SES_{NM,k}$は、モデル化不可能なリスク・ファクターkに係るマーケット・リスク相当額 ρは、〇・六	
3 第一項のストレス・シナリオは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 一 九十七・五パーセントの信頼水準に基づき損失を算出するものであること。 二 ストレス期間は、同一のリスク・クラスにおける全てのモデル化不可能なリスク・ファクターについて、共通の十二月を使用するものであること。 三 前号に規定する共通の十二月間に係る妥当性を記した文書を作成すること。ただし、当該妥当性を説明できない場合には、発生可能性のある最大損失額を勘案したストレス・シナリオを用いること。	
（デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額） <u>第二百六十条</u> 内部モデル方式採用金庫は、DRCモデルを用	（乗数） <u>第二百六十条</u> 内部モデル方式における乗数は、次の表の左

いて、トレーディング・デスクにおけるクレジット商品及び株式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

2 デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、DRCモデルにより算出された次に掲げる額のいずれか大きい額とする。

一 直近の計測値に基づく額

二 直近十二週間の計測の平均値に基づく額

3 DRCモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものである。

一 片側九十九・九パーセントの信頼水準により、週次でデフォルト・リスクに係る信用バリュエーション・アット・リスク（特定のポジションを一定期間（第五号において「保有期間」という。）保有すると仮定した場合において、将来の債務者又は株式等の発行体（以下この項において「債務者等」という。）のデフォルトにより一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。）を計測すること。

二 二種類の全般的なリスク・ファクターを用いたデフォルト・シミュレーション・モデル（債務者のデフォルト時損失（債務者のデフォルト以前の格付の低下による損失を除く。）を見積もるモデルをいう。）を用いること。

三 債務者等に係るデフォルトの相関は、信用スプレッド又は上場株式の価格に基づき推計すること。

欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第二百八十五条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュエーション・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満

四 前号の推計は、少なくとも十年間（ストレス期間を含む。）のデータに基づくものであること。

五 保有期間は一年間と仮定すること。ただし、株式に係るポートフォリオの場合は、六十日間と仮定することができ
る。

六 株式に係るポジシヨンは、株価が零になることを想定して発行体のデフォルトをモデル化すること。

七 デフォルト・リスクは、債務者等ごとに計測すること。

八 債務者等がデフォルトした場合には、対象となる全てのポジシヨンについて、自己が被ると想定される現在の時価評価に対する追加的な損失額を算出すること。

九 モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。この場合において、当該損失額には、現在認識している評価損を含めないこと。

十 同一の債務者等に対するロング・エクスポージャーとこれに対応するショート・エクスポージャーとを相殺すること。この場合において、エクスポージャーが同一の債務者等に対する異なる商品を含むものであるときは、当該異なる商品間の優劣後関係等を勘案すること。

十一 異なる債務者等に対するロング・エクスポージャーとショート・エクスポージャーとの間のベータ・リスクをモデルに含めること。この場合において、異なる債務者等にまたがるロング・エクスポージャーとショート・エク

であって、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができ
る。

3 内部モデル方式を用いている場合の商工組合中央金庫は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を記載した書類を添付して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

ポージャーとの間のデフォルト・リスクの相殺は、デフォルト・リスクのモデル化を通じて行うこと。

十二 モデルに投入する前のポジションの相殺は行わないこと。

十三 異なる債務者等の間のデフォルトの相関は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 相関は客観的なデータに基づき、自己のポジションの構成に基づく恣意的な相関の水準の調整をしないこと。

ロ 自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。

ハ 全ての重要なベースス・リスクを相関に反映すること。

十四 ポジションとそのヘッジの間で生じる重要なミスマッチを全て捕捉すること。

十五 ストレス期間における特定の債務者等又は市場への集中による効果を全ての商品の種別について適切に勘案すること。

十六 オプション及びその他のポジションに係る非線形リスクの影響を反映すること。

十七 複数の原資産を有する株式デリバティブのポジションに対して、簡素化したモデルを使用する場合は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けること。

十八 モデルに投入するPDは、〇・〇三パーセントを下限とし、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすPDを算出すること。ただし、当該推計値が存在しない場合において、第三十三条から第三十七条までの規定によりリスク・ウェイトを零パーセントとすることが認められるエクスポージャーについては、当該下限を適用しないことができる。

イ 市場価格に基づくPDは使用しないこと。ただし、当該使用について、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けている場合は、この限りでない。

ロ 観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用すること。

ハ 取引所に上場されている有価証券のデータに基づきPDの水準を調整する場合には、景気循環を含む最低五年の観測期間とすること。

ニ 外部データ・ソースから提供されるPDを用いる場合は、自己のポートフォリオに関連性があることを疎明すること。

十九 モデルに投入するLGDは、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすLGDを算出すること。

イ ポジションの現在市場価値からデフォルト時点のポジションの期待市場価値を差し引いた金額に基づき算出すること。

ロ ポジションの種類と優先劣後構造を反映するものであること。ただし、零を下回る場合にあっては、零とする。

ハ 十分な過去データに基づくものであること。

ニ 外部データ・ソースから提供されるLGDを用いる場合は、自己のポートフォリオに関連性があることを疎明すること。

二十 PD及びLGDの入手方法に関する優先順位付けを行い、恣意的に選択しないこと。

4 内部モデル方式採用金庫は、DRCモデルについて、適切な運用に必要な管理規程(信用スプレッド又は株価の使用要件、相関並びにPD及びLGDに係る管理手続(水準調整及び検証を含む。))を含む。)を文書で定めるものとする。

5 内部モデル方式採用金庫は、DRCモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。

6 内部モデル方式採用金庫は、DRCモデルの全般的な正確性を評価するためのベンチマークを構築するものとする。

(内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクによ

(変更に係る届出)

るマーケット・リスク相当額の算出)

第二百六十一条 内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクに関連するマーケット・リスク相当額は、標準的方式又は簡易的方式を用いて算出するものとする。

(マーケット・リスク相当額の合算)

第二百六十二条 内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\begin{aligned} & ACR_{total} \\ &= \min\{MA_{G,A} + \text{資本サーチャージ} + C_{Uj}, SA_{all\ desk}\} \end{aligned}$$

第二百六十一条 商工組合中央金庫が内部モデル方式の使用について承認を受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第二百五十七条及び第二百五十八条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第二百六十二条 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十五条の承認を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当

$$+ \max\{0; \underline{IMA_{G,A}} - SA_{G,A}\}$$

$$C_A = \max\{IMCC_{t-1} + SES_{t-1}; m_c \cdot IMCC_{avg} + SES_{avg}\}$$

$$\text{資本サーチャージ} = k \cdot \max\{0, SA_{G,A} - \underline{IMA_{G,A}}\}$$

$$k = 0.5 \times \frac{\sum_{i \in A} SA_i}{\sum_{i \in G, A} SA_i} = 0.5 \times \frac{SA_A}{SA_{G,A}}$$

ACR_{total}は、内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額

IMA_{G,A}は、C_A及びDRCの合計額

DRCは、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

C_Gは、内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額

SA_{all desk}は、全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

SA_{G,A}は、第二百五十八条の八第一項の規定によりグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

SA_Aは、第二百五十八条の八第一項の規定によりアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて

額を算出することが不適当と認められる場合

二 商工組合中央金庫が第二百六十条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

て標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

C_t は、DRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額

$IMCC_{t-1}$ は、算出基準日におけるIMCC(第二百五十九条の四の規定に基づくモデル化可能なリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額。以下この条において同じ。)

SES_{t-1} は、算出基準日におけるSES(第二百五十九条の五第二項の規定に基づくモデル化不可能なリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額。以下この条において同じ。)

m_c は、第二百五十八条の二第四項の表の中欄に掲げる乗数又は当該乗数に経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が指定する定性的アド・オンを加えたもの

$IMCC_{avg}$ は、算出基準日を含む直近六十営業日のIMCCの平均値

SES_{avg} は、算出基準日を含む直近六十営業日のSESの平均値

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式に係る一般的規定及び構造

(標準的方式)

第二百六十三条 標準的方式によるマーケット・リスク相当額とは、次に掲げるマーケット・リスク相当額の合計額をいう

[節を加える。]

- 。
- 一 リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額
 - 二 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額
 - 三 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額

第二款 標準的方式に係るリスク感応度方式

第一目 リスク感応度方式による算出方法

(リスク感応度方式における用語)

第二百六十三条の二 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 リスク・クラス 次に掲げる七つの各リスク・クラスをいう。

イ 一般金利リスク

ロ 信用スプレッド・リスク (非証券化商品に係るものに限る。)

ハ 信用スプレッド・リスク (証券化商品のうち非コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ (以下この節において「証券化商品 (非CTP)」という。) に係るものに限る。)

ニ 信用スプレッド・リスク (証券化商品のうちコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ (以下この節

において「証券化商品（ＣＴＰ）」という。）に係るものに限る。）

ホ 株式リスク

ヘ コモダイトイ・リスク

ト 外国為替リスク

ニ コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ 次に掲げる商品をいう。

イ 次に掲げる要件の全てを満たす証券化商品のポジション

(1) コリレーション・トレーディング（証券化商品のトランシェの受取額に対して比例した持分を提供しない証券化商品のエクスポージャーに係る派生商品取引を除く。）であること。

(2) 第四十四条から第四十七条の二までに規定するエクスポージャーに係る原資産を参照していないこと。

(3) 証券化目的導管体に対する債権を参照していないこと。

ロ イに掲げるポジションをヘッジする証券化商品に該当しないもの（以下この節において「非証券化商品」という。）

（リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額）

第二百六十四条 リスク感応度方式に基づくマーケット・リス

ク相当額とは、デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

(リスク感応度方式の対象商品)

第二百六十五条 デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクの対象となる商品は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 デルタ・リスク 標準的方式を用いる全てのトレーディング・デスクが保有する商品（証券化商品（非CTP）を除く。）

二 ベガ・リスク 次に掲げる商品

イ オプション性を有する商品

ロ 繰上返済のオプションが組み込まれている商品

三 カーベチャー・リスク 前号イ及びロに掲げる商品ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、同号イ及びロ以外の商品のうち標準的方式を用いる全てのトレーディング・デスクで保有する商品をカーベチャー・リスクの対象とすることができる。

イ 第一号に定めるデルタ・リスクの対象となる商品のうちオプション性を有さないものであること。

ロ カーベチャー・リスクの対象商品は継続して適用すること。

(デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百六十五条の二 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出は、次項から第七項までに定めるところによる。

2 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各リスク・ファクターの感応度 (s_k) は第三目の規定に基づき自己の計算により算出し、同一のリスク・ファクターに関する感応度はネッテイソグするものとする。

3 各リスク・ファクター (k) に対するリスク加重後の感応度 (WS_k) は、次の算式により算出するものとする。

$$WS_k = RW_k \cdot s_k$$

WS_k は、各リスク・ファクターに対するリスク加重後の感応度

RW_k は、リスク・ファクター k に適用されるリスク・ウェイト

4 各バケットに対するマーケット・リスク相当額 (K_b) は、次の算式により算出するものとする。

$$K_b = \sqrt{\max\left(0, \sum_k WS_k^2 + \sum_{k \neq l} \rho_{kl} WS_k WS_l\right)}$$

K_b は、各バケットに対するマーケット・リスク相当額

ρ_{kl} は、リスク・ファクター k と l との間の相関係数

5 各リスク・クラスにおけるマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク／ベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_{b \neq c} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k W S_{k,b}$$

$$S_c = \sum_k W S_{k,c}$$

γ_{bc} は、リスク・クラス**b**と**c**との間の相関係数

S_b は、リスク加重の感応度**K_b**のリスク・クラス**b**の合計額

S_c は、リスク加重の感応度**K_c**のリスク・クラス**c**の合計額

6 前項の算式における平方根の計算において実数解が得られない場合は、 S_b 及び**S_c**を次の算式により算出し、当該**S_b**及び**S_c**を用いて同項の算式により各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額を算出するものとする。

$$S_b = \max \left[\min \left(\sum_k W S_{k,b}, -K_b \right) \right]$$

$$S_c = \max \left[\min \left(\sum_k W S_{k,c}, -K_c \right) \right]$$

7 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リ

スク相当額は、前二項の規定により算出した各リスク・クラスのパッケージ・リスク相当額を合算した額とする。

(カーベチャヤー・リスクに対するパッケージ・リスク相当額)

第二百六十五条の三 カーベチャヤー・リスクに対するパッケージ・リスク相当額の算出は、次項から第七項までに定めるところによる。

2 カーベチャヤー・リスクを有するリスク・ファクターにおいて、リスク・ウェイトを上方及び下方に平行移動した場合の感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。）は、次の算式により算出するものとする。

$$CVR_k^+ = - \sum_i \left\{ V_i \left(x_k^{(Curvature)^+} \right) - V_i(x_k) - RW_k^{(Curvature)} \times S_{ik} \right\}$$

$$CVR_k^- = - \sum_i \left\{ V_i \left(x_k^{(Curvature)^-} \right) - V_i(x_k) + RW_k^{(Curvature)} \times S_{ik} \right\}$$

CVR_k^+ は、リスク・ファクター k がリスク・ウェイト（ RW_k ）の幅で上方に平行移動した場合における感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。）

CVR_k^- は、リスク・ファクター k がリスク・ウェイト（ RW_k ）の幅で下方に平行移動した場合における感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。）

i は、リスク・ファクター k に関連するカーベチャヤー・リスク

を有する商品

x_k は、リスク・ファクター k の現在の水準

$V_i(x_k)$ は、リスク・ファクター k の x_k における商品 i の時価

$V_i(x_k^{RW(Curvature)^+})$ は、リスク・ファクター k が $RW_k^{(Curvature)}$ の幅で

上方に移動した場合の商品 i の時価

$V_i(x_k^{RW(Curvature)^-})$ は、リスク・ファクター k が $RW_k^{(Curvature)}$ の幅で

下方に移動した場合の商品 i の時価

$RW_k^{(Curvature)}$ は、商品 i のリスク・ファクター k に適用されるリスク・ウェイト

s_{ik} は、商品 i のリスク・ファクター k のデルタ・リスクの感応度

3 前項の感応度の算出に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手法を用いるものとする。

一 一般金利リスクの場合 ある通貨内の全てのリスクフリー・イールド・カーブを全てのテナー（満期までの期間をいう。以下この章において同じ。）について上方及び下方に平行移動したものに、それぞれリスク・ウェイトを乗じることにより算出する。

二 商品価格が複数のリスク・ファクターにより決定される場合 各リスク・ファクターに対して個別に算出する。

4 前項のリスク・ファクター k のデルタ・リスクの感応度（

s_{ik}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 外国為替リスク及び株式リスク 商品*i*のデルタ・リスクの感応度
- 二 一般金利リスク、信用スプレッド・リスク及びコモディティ・リスク リスク・ファクター*k*に関して、商品*i*の関連するイールド・カーブの全てのテナーに対するデルタ・リスクの感応度の合計

- 5 各バケットにおけるマーケット・リスク相当額 (K_b) は、次の算式により算出するものとする。

$$K_b = \max(K_b^+, K_b^-)$$

$$\begin{cases} K_b^+ = \sqrt{\max\left(0, \sum_k \max(CVR_k^+, 0)^2 + \sum_{l \neq k} \sum_l \rho_{kl} CVR_k^+ CVR_l^+ \Psi(CVR_k^+, CVR_l^+)\right)} \\ K_b^- = \sqrt{\max\left(0, \sum_k \max(CVR_k^-, 0)^2 + \sum_{l \neq k} \sum_l \rho_{kl} CVR_k^- CVR_l^- \Psi(CVR_k^-, CVR_l^-)\right)} \end{cases}$$

ρ_{kl} は、リスク・ファクター間の相関係数であり、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値

$\Psi(CVR_k, CVR_l)$ は、 CVR_k 及び CVR_l がいずれも負の場合には零、それ以外の場合には一

- 6 各リスク・クラスのカバーチャー・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。
各リスク・クラスにおけるカバーチャー・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\max \left(0, \sum_b K_b^2 + \sum_{c \neq b} \sum_b \gamma_{bc} S_b S_c \psi(S_b, S_c) \right)}$$

γ_{bc} は、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値

$$S_b = \begin{cases} \sum_k CVR_k^+ & , \text{上方に平行移動した場合} \\ \sum_k CVR_k^- & , \text{下方に平行移動した場合} \end{cases}$$

$\psi(S_b, S_c)$ は、 S_b 及び S_c のいずれも負の場合には零、それ以外の
場合には一

7 カーベチャヤー・リスクに対するマーケット・リスク相当額
は、前項の規定により算出した各リスク・クラスのカーベチ
ヤー・リスクに係るマーケット・リスク相当額を合算した額
とする。

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)
第二百六十五条の四 第二百六十五条の二第四項及び第五項
並びに前条第五項及び第六項の算式においては、次の各号に
掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める方法により
設定された相関係数を用いるものとする。

- 一 中間相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により
算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) に調整を加
えずに用いる方法

二 高相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (y_{bc}) を、それぞれ一・二五を乗じて得た相関係数 (一を超える場合は一とする。) に置き換える方法

三 低相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (y_{bc}) を、それぞれ $\max(2 \times \rho_{kl} - 100\%; 75\% \times \rho_{kl})$ 及び $\max(2 \times y_{bc} - 100\%; 75\% \times y_{bc})$ を乗じて得た相関係数に置き換える方法

2 前項各号に定める方法により設定された相関係数を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額のうち最も大きい額を、当該トレーディング・デスクのリスク感応度方式に基づきマーケット・リスク相当額とする。

3 前項の規定により算出されたトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を合算して得た額を、リスク感応度方式に基づきマーケット・リスク相当額とする。

第二目 リスク感応度方式に係るリスク・ファクター

(デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャ－・リスクに対するリスク・ファクター)

第二百六十六条 一般金利リスクに対するリスク・ファクター

は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次のイからハまでに掲げるカーブの区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより設定すること。

イ 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 各通貨において、マーケット・リスク相当額の計測対象となる信用リスクが最も低いマネー・マーケット商品又はポジションを時価評価するために用いるマーケット・インプライド・スワップ・カーブに基づくカーブを一以上設定すること。

(2) 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブのデナールは、〇・二五年、〇・五年、一年、二年、三年、五年、十年、十五年、二十年及び三十年を用いること。

(3) 中央政府の発行する債券の市場データを用いて作成されたカーブによりリスクフリー・イールド・カーブに代替しようとするときは、マーケット・インプライド・スワップ・カーブに関するデータが不十分な場合に限ること。この場合において、同一通貨の域内に複数国の中央政府が発行する債券があるときは、当該域内のリスクを代表する適切な中央政府を選ぶこと。

(4) 一般金利リスクについて債券から決定される感応

度にスワップ・カーズを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーズとクレジット・デフォルト・スワップ・カーズとの間のベータ・リスクを捕捉すること。

(5) 各通貨のリスクフリー・イールド・カーズの構築に当たっては、次の(i)から(iii)までに掲げるカーズの組合せの場合は、当該組合せにおけるカーズを異なるカーズとして設定すること。

(i) 翌日物金利スワップ(OIS)・カーズ及び銀行間取引(BOR)スワップ・カーズ

(ii) テナーが異なる複数の銀行間取引(BOR)カーズ

(iii) オンショア市場及びオフショア市場のカーズ
各通貨の市場におけるインフレ率のフラット・カーズ
次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) イールド・カーズの期間構造を認識しないこと。

(2) インフレ型商品(キャッシュ・フローがインフレーションの指標に関連する商品をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。)のインフライド・クーポン(インフレ型商品の市場で観測された価格から逆算された当該商品の予想される利率をいう。)からインフレ率に対する感応度を算出し、各通貨のインフレ・リスク(物価の変動により保有商品の価格が下落するリス

クをいう。以下この項において同じ。)を合算すること。

(3) インフレ率のリスク・ファクターは、インフレ型商品にのみ含まれることとし、インフレ・リスク以外の一般金利リスクのリスク・ファクターは、インフレ・リスクの対象とする商品に含まれること。

(4) インフレ・リスクは、同一通貨の関連するリスクフリー・イールド・カーブの期間構造に割り当てること。

ハ 各通貨（基軸通貨（商工組合中央金庫が設定する一の通貨であって、アメリカ合衆国通貨（USD）又は欧州経済通貨統合参加国通貨（EUR）をいう。以下このハにおいて同じ。）を除く。）のクロスカレンシー・ベースのフラット・カーブ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) イールド・カーブの期間構造を認識しないこと。

(2) クロスカレンシー・ベースは、基軸通貨に対するベースとすること。

(3) 基軸通貨に関連しないクロスカレンシー・ベースは、基軸通貨に対するクロスカレンシー・ベースを組み合わせて設定すること。

(4) 同一商品の一般金利リスクに対する感応度に加えて、クロスカレンシー・ベース・リスクを含むこと

。この場合において、クロスカレンシー・ベークス・リスクは、同一通貨の関連するリスクフリー・イールド・カーブの期間構造に割り当てること。

二 ベグ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 各通貨において、一般金利リスクに対して感応度を有する原資産を参照するオプシヨンのインプライド・ボラティリティをリスク・ファクターとして設定すること。

ロ オプシヨンの満期については、オプシヨンのインプライド・ボラティリティを一以上のテナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）のいずれかに関連付けること。

ハ オプシヨンの行使期間満了日時点におけるオプシヨンの原資産の残存満期については、オプシヨンのインプライド・ボラティリティを満期までの一以上の残存満期のテナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）のいずれかに関連付けること。

三 カーベチャヤー・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブを平行移動することにより算出すること。

ロ インフレ・リスク及びクロスカレンシー・ベークス・リスクについては、カーベチャヤー・リスクの計測の対象

外とすること。

2 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の信用スプレッド・カーブの特性に応じて定めるものであること。

ロ テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に応じて定めるものであること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の銘柄を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャー・リスク 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の信用スプレッド・カーブに設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。

-
- 3 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。
- 一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。
 - イ 当該証券化商品（非 CTP）の原資産のスプレッドではなく、保有するトランシェのスプレッドであること。
 - ロ トランシェの信用スプレッド・カーズの特性に基づくこと。
 - ハ テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に基づくこと。
 - ニ ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。
 - イ 証券化商品（非 CTP）を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。
 - ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。
 - 三 カーベチャー・リスク 保有するトランシェの信用スプレッド・カーズに設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。
-

4 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。 一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。	イ 証券化商品の原資産の銘柄又は特定順位参照型商品に対するものであること。 ロ 保有する原資産の信用スプレッド・カーブの特性に応じて定めるものであること。 ハ テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に基づくこと。
二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。 イ 証券化商品（CTP）を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。 ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。	三 カーベチャー・リスク 保有するトランシェの信用スプレッド・カーブに設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。 5 株式リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲

げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 株式等の現物価格及び株式等レボ・レート（配当利回りを含む。以下この款において同じ。）を勘案すること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 株式等の現物価格を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラテイルティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラテイルティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

ハ 株式等レボ・レートは、ベガ・リスク・ファクターに含めないこと。

三 カーベチャ－・リスク 株式等の現物価格について設定すること。この場合において、株式等レボ・レートは、ベガ・リスク・ファクターに含めないこと。

6 コモダイトイ・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク コモダイトイの現物価格とし、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすこと。ただし、先物価格での取引が現物価格での取引よりも頻繁に行われるコモデ

イテイについては、関連するリスク・ファクターに先物価格を用いることができる。

イ コモデイトイの取引条件に含まれる受渡場所を勘案して定めること。

ロ 満期までの残存期間（零年、〇・二五年、〇・五年、一年、二年、三年、五年、十年、十五年、二十年又は三十年とする。）に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ コモデイトイの現物価格を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラテイルテイとすること。

ロ 原資産の満期又は受渡場所に応じてコモデイトイの現物価格を区別することは求めないものとする。

ハ オプションの満期においては、インプライド・ボラテイルテイを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャヤー・リスク 各コモデイトイの現物価格に設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。

7 外国為替リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。この場合において、同一為替レートのアレンジメント又はオフレンジメントを異なる為替レートとして区

分することは、要しないものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 商品の通貨と報告通貨との間の全ての為替レートを
用いて設定すること。ただし、報告通貨ではない通貨間
の為替レートを参照する取引の場合には、為替のデルタ
・リスク・ファクターは、報告通貨と報告通貨以外の通
貨との間の全ての為替レートをを用いて設定すること。

ロ 基準通貨方式（経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長
官に届け出て、報告通貨の代わりに報告通貨以外の通貨
（以下この款において「基準通貨」という。）を用いる
方式をいう。以下この款において同じ。）を用いる場合
は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 基準通貨は、単一通貨であること。

(2) 基準通貨に対する為替リスクを算出することによ
り、自己のポートフォリオの適切なリスクを表わすこ
と及び基準通貨と報告通貨との間の換算リスクの考
慮を説明できること。

(3) 基準通貨方式を用いる場合は、次に掲げる外国為替
リスクも含めてマーケット・リスク相当額を算出する
こと。

(i) 基準通貨に対する外国為替リスク

(ii) 報告通貨及び基準通貨との間の外国為替リス

ク

(4) 基準通貨方式に基づく外国為替リスクは、基準通貨と報告通貨との間の外国為替リスクを反映した算出基準日の直物為替レートを用いて、報告通貨のマーケット・リスク相当額に換算すること。

ニ ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 為替レートを参照するオプションのインプライド・ボラティリティとすること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャヤー・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 商品の通貨と報告通貨との間の全ての為替レートをを用いて特定すること。ただし、報告通貨以外の通貨間の為替レートを参照する取引の場合には、次に掲げる通貨間の全ての為替レートをを用いて特定すること。

(1) 報告通貨

(2) 当該商品の通貨及び当該商品が参照する当該通貨以外の通貨

ロ 基準通貨方式に基づく外国為替リスクは、基準通貨と

報告通貨との間の外国為替リスクを反映した算出基準日の直物為替レートを用いて、報告通貨のマーケット・リスク相当額に換算すること。

第三目 リスク感応度方式に係る感応度

(感応度)

第二百六十六条の二 商工組合中央金庫は、各リスク・クラスに対する感応度について、報告通貨により表示するものとする。

2 感応度の算出は、独立したリスク管理部署がマーケット・リスク相当額又は実損益を取締役等に報告するために使用する商品価格又は時価評価モデルに基づくものとする。

(デルタ・リスクの感応度)

第二百六十六条の三 デルタ・リスクの感応度は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 一般金利リスク 次の算式によるものとする。

$$s_{k,r_t} = \frac{V_t(r_t + 0.0001, cs_t) - V_t(r_t, cs_t)}{0.0001}$$

s_{k,r_t} は、一般金利リスクのデルタ・リスクの感応度

r_t は、期間 t におけるリスクフリー・レート
 cs_t は、期間 t における信用スプレッド

$V_i(r_t, cs_t)$ は、リスクフリー・レート及び信用スプレッドを
変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

- 二 非証券化商品、証券化商品（非 CTP）及び証券化商品（
CTP）に係る信用スプレッド・リスク 次の算式によるものとする。

$$s_{k,cs_t} = \frac{V_i(r_t, cs_t + 0.0001) - V_i(r_t, cs_t)}{0.0001}$$

s_{k,cs_t} は、非証券化商品、証券化商品（非 CTP）及び証券化
商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・
リスクの感応度

r_t は、期間 t におけるリスクフリー・レート

cs_t は、期間 t における信用スプレッド

$V_i(r_t, cs_t)$ は、リスクフリー・レート及び信用スプレッドを
変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

- 三 株式等の現物価格に係る株式リスク 次の算式による
ものとする。

$$s_k = \frac{V_i(1.01EQ_k) - V_i(EQ_k)}{0.01}$$

s_k は、株式等のデルタ・リスクの感応度
 k は、所与の株式等の商品

EQ_k は、株式等 k の現物価格

$V_i(EQ_k)$ は、株式等 k の現物価格を変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

四 株式等レボ・レートに係る株式リスク 次の算式によるものとする。

$$s_k = \frac{V_i(RTS_k + 0.0001) - V_i(RTS_k)}{0.0001}$$

s_k は、株式等レボ・レートのデルタ・リスクの感応度

k は、所与の株式等の商品

RTS_k は、株式等 k のレボ・レート

$V_i(RTS_k)$ は、株式等 k のレボ・レートを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

五 コモダイトイ・リスク 次の算式によるものとする。

$$s_k = \frac{V_i(1.01CTY_k) - V_i(CTY_k)}{0.01}$$

s_k は、コモダイトイのデルタ・リスクの感応度

k は、所与のコモダイトイ

CTY_k は、コモダイトイ k の現物価格

$V_i(CTY_k)$ は、コモダイトイ k の現物価格を変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

六 外国為替リスク 次の算式によるものとする。

$$s_k = \frac{V_i(1.01FX_k) - V_i(FX_k)}{0.01}$$

s_k は、外国為替リスクのデルタ・リスクの感応度

k は、所与の通貨（報告通貨以外のもの）

FX_k は、所与の通貨に対する商工組合中央金庫の報告通貨又は基準通貨との間の為替レート

$V_i(FX_k)$ は、通貨 k の直物為替レートを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

（ベガ・リスクの感応度）

第二百六十六条の四 ベガ・リスクの感応度は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 次の算式によるものとする。

$$s_k = \frac{V_i(\sigma_i + \Delta\sigma_i) - V_i(\sigma_i)}{\Delta\sigma_i} \times \sigma_i \quad (=vega \times \sigma_i)$$

s_k は、オプショソ・リスクのベガ・リスクの感応度

σ_i は、オプショソ性を含む商品 i のインプライド・ボラテイル
イリテイル

$\sigma_i + \Delta\sigma_i$ は、商品 i のインプライド・ボラテイルを微小な
変化幅（ $\Delta\sigma_i$ ）で変化させた値

$V_i(\sigma_i)$ は、商品 i のインプライド・ボラテイルを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

二 オプション性を有する商品のうち、次のイ又はロに掲げる商品に該当するものは、当該イ又はロに定める方法を用いること。

イ 満期のないオプション 所定の最長の満期テナーを適用すること。この場合において、最長の満期テナーを適用することにより捕捉できないリスクについては、第二百七十五条に定める残余リスク・アドオンの対象とすること。

ロ 権利行使価格及びバリアのないオプション性商品並びに複数の権利行使価格又はバリアを有するオプション性商品 内部管理で用いるオプション時価評価と同様に権利行使価格及び満期を認識すること。

三 インプライド・ボラティリティについては、次のいずれかを用いること。

イ スタイツキー・ストライク（原資産価格の変化に伴ってボラティリティ曲面の位置又は形状が変化しないことをいう。）の手法に基づくインプライド・ボラティリティ

ロ スタイツキー・デルタ（原資産価格の変化と同じ方向及び量だけボラティリティ曲面の位置が変化することをいう。）の手法に基づくインプライド・ボラティリティであって、デルタ・リスクの感応度の水準に対して変化しないもの

四 ベガ・リスクの感応度の算出に用いる時価評価モデルの分布は、次のイ又はロに掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該イ又はロに定めるものを用いること。

イ 一般金利リスク及び信用スプレッド・リスク 対数正規分布又は正規分布

ロ 株式リスク、コモデイティ・リスク及び外国為替リスク 対数正規分布

五 CVAリスクの影響を考慮しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、内部リスク管理のために必要と認めるときは、独自の手法を用いてベガ・リスクの感応度を算出することができる。この場合において、独自の手法を用いる商工組合中央金庫は、あらかじめその旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

（複数の原資産を有する商品に対するデルタ・リスク及びカーベチャヤー・リスクの取扱い）

第二百六十七条 商工組合中央金庫は、複数の原資産を有する商品に係るデルタ・リスク及びカーベチャヤー・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、ルックスルー・アプローチ（資産を直接保有しているとみなして、構成資産を把握することによりマーケット・リスク相当額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いるも

のとする。

2 ルックスルー・アプローチの使用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 証券化商品（CTP）のインデックス商品については、当該商品を単一のリスク・ファクターとし、発行体レベルでの感応度の相殺は行わないこと。

二 インデックス商品ごとに一貫した手法を用いること。

3 ルックスルー・アプローチを用いて証券化商品（CTP）以外のインデックス商品及び複数の原資産を有するオプションのマーケット・リスク相当額を算出する場合は、インデックス商品又はオプションの構成銘柄のリスク・ファクターに対する感応度と単一銘柄に対する感応度とを相殺することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、上場されている株式インデックス又はクレジット・インデックスを参照している商品について、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、次項に定める方法によりマーケット・リスク相当額を算出することができる。

一 構成資産を把握することができること。

二 インデックスが二十以上の銘柄で構成されていること。

三 一の構成銘柄の時価総額がインデックス全体の時価総額に占める割合が二十五パーセント未満であること。

四 インデックスの時価総額の上位十パーセントの構成銘柄

柄の時価総額がインデックス全体の時価総額に占める割合が六十パーセント未満であること。

五 インデックスの構成銘柄の時価総額が四百億合衆ドル以上であること。

5 デルタ・リスク及びカーベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出に当たって、前項の規定によりリスクスルー・アプローチを用いない場合は、次に定めるところによりマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 市場で一般的に取引されるインデックスの指標ごとに単一の感応度を用いること。

二 インデックス商品に対する感応度は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるバケットに分類すること。

イ インデックス商品を構成する銘柄のうち七十五パーセントを超える構成銘柄が特定のセクター・バケット（第二百六十八条の三第一項の表中バケット番号1から16までの区分及び第二百六十九条第一項の表中バケット番号1から11までの区分のいずれかに該当するバケットをいう。以下このイ及び第二百六十七条の三第二号イにおいて同じ。）に分類される場合 特定のセクター・バケット

ロ イに掲げる場合以外の場合 第二百六十八条の三第一項の表中バケット番号 17 又は 18 及び第二百六十九

条第一項の表中バケット番号 12 又は 13 のバケット

(フアエンドへの出資の取扱い)

第二百六十七条の二 構成銘柄についてルックスルーができるフアエンド(次に掲げるものを除く。)への出資については、ルックスルー・アプローチを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たすフアエンド
二 インデックス・ベンチマークをトラッキングしているフアエンド(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)

イ フイー及びコミッションを除いたフアエンドのトラッキングの差異(フアエンドとそのトラッキング対象のインデックス・ベンチマークとの間の直近十二月間における年率リターンズの差異をいう。)の絶対値が、一パーセント・ポイント未満であること。

ロ イのフアエンドのトラッキングの差異について、一年に一回以上の頻度で検証が行われていること。

2 構成銘柄についてルックスルーができないフアエンドであつて、日々の相場価格及び運用基準に関する情報を入力できるものへの出資については、次に掲げる方法のいずれかを用いてマーケット・リスク相当額を算出することができる。この場合において、第一号に掲げる方法は、フアエンドが前項第二号に掲げるものであるときに限り用いることができる。

-
- 一 当該フアエンドがトラッキングしているインデックスを保有しているものとみなして、前条第五項第二号の規定に基づき当該フアエンドの感応度をバケットに分類する方法
- 二 あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出て、フアエンドの構成商品を、段階的に投資する仮想ポートフォリオ（当該フアエンドの運用基準において許容される最大限（リスク感応度方式に基づくワークアウト・リスク相当額が最大となる状態をいう。）まで投資することを想定した後に、ワークアウト・リスク相当額が低くなる資産に段階的に投資することを想定したポートフォリオをいう。）とみなす方法 この場合において、当該仮想ポートフォリオのワークアウト・リスク相当額は、単独で、かつ、次のイ又はロに掲げるリスク相当額の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法により算出するものとする。
- イ 派生商品取引の信用リスク・アセットの額 標準的手法を用いる商工組合中央金庫にあつては第五十三条の四第七項に定める方法、内部格付手法を用いる商工組合中央金庫にあつては第四百四十九条第八項に定める方法
- ロ CVAリスク相当額 取引相手方との派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額に第二十五条から第五十三条の三の二までに定めるリスク・ウェイトを乗じる方法
- 三 第二百六十九条第二項の表中のバケット番号 11 に分類
-

される無格付の株式に対するエクスポージャーとしてマーケット・リスク相当額を算出する方法

- 3 フアインドへのエクイティ出資が第十一条の三第二項第五号に掲げる出資に該当しない場合には、当該フアインドへの出資に対する所要自己資本の計算は次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 ネット・ロングポジション 標準的手法を用いる商工組合中央金庫にあつては第五十三条の四第七項に定める方法、内部格付手法を用いる商工組合中央金庫にあつては第四百四十九条第八項に定める方法

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除する方法

(複数の原資産を有する商品のベガ・リスクの取扱い)

第二百六十七条の三 複数の原資産を有する商品のベガ・リスクは、次の各号に掲げる感応度に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 複数の原資産を有するオプションの感応度 ルックスルーせず、当該複数の原資産を有するオプションのインプライド・ボラティリティに基づき算出する方法

二 インデックス商品の感応度 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるバケットに分類する方法

イ インデックス商品を構成する銘柄のうち、特定のセクター・バケットに分類される銘柄の価値が七十五パーセントを超える場合 特定のセクター・バケット

ロ イに掲げる場合以外の場合 インデックス商品用のバケット

第四目 リスク感応度方式に係るデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関

(デルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百六十八条 デルタ・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出する場合において、各リスク・クラスのパケット、リスク・ウェイト及び相関係数については、次条から第二百六十九条の三までに定めるところによる。

2 リスク・ウェイト及び相関係数は、各リスク・クラスに係る流動性ホライズンを勘案するものとする。

(一般金利リスクに係るデルタ・リスクのパケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十八条の二 一般金利リスクのデルタ・リスクについて、同一通貨のリスクフリー・イールド・カーズに含まれる全てのリスク・ファクターは、同一のバケットに分類するものとする。

2 リスクフリー・イールド・カーズにおけるリスク加重後の感応度（リスク・ウェイトを乗じた後の感応度をいう。以下この節において同じ。）の計算に用いる各テナーのリスク・ウェイトは、次の表の左欄に掲げるテナーの区分に応じ、同表の右欄に定める値とする。

テナー	リスク・ウェイト (パーセント)
〇・二五年	一・七
〇・五年	一・七
一年	一・六
二年	一・三
三年	一・二
五年	一・一
十年	一・一
十五年	一・一
二十年	一・一
三十年	一・一

3 インフレ率のフラット・カーズ及びクロスカレンシー・ペーシスのフラット・カーズにおけるリスク加重後の感応度の

計算に用いるリスク・ウェイトは、一・六パーセントとする。	4 特定通貨のカーズについては、前二項に規定するリスク・ウェイトを二の平方根で除した値をリスク・ウェイトとすることができる。
5 一般金利リスクのデルタ・リスクにおける同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数 (ρ_{rel}) を用いるものとする。	一 同一テナーかつ異なるカーズの合算の場合 九十九・九パーセント 二 異なるテナーかつ同一のカーズの合算の場合 カーズが分類されたテナーの年限に基づき、次の表に掲げる値 〔表 別紙一〕 三 異なるテナー及び異なるカーズを合算する場合 WS_k と WS_l とが関連付けられたテナーの年限に基づき前号の表に定める相関係数に九十九・九パーセントを乗じて得た値 四 インフレ率のフラット・カーズのリスク加重後の感応度に対し、リスクフリー・イーールド・カーズの各テナーのリスク加重後の感応度を合算する場合 四十パーセント 五 クロスカレンシー・ベージスのフラット・カーズのリスク加重後の感応度に対し、次に掲げるカーズのリスク加重後の感応度を合算する場合 零パーセント

イ	リスクフリー・イールド・カーズの各テナーの感応度
ロ	インフレ率のフラット・カーズの感応度
ハ	当該クロスカレンシー・ベータシスのフラット・カーズ以外のクロスカレンシー・ベータシスのフラット・カーズの感応度
6	前項の規定にかかわらず、同一通貨内のオンショアカーズに関連するクロスカレンシーのフラット・カーズのリスク加重後の感応度とオフショアカーズに関連するクロスカレンシーのフラット・カーズのリスク加重後の感応度とを合算する場合には、リスク加重後の感応度を単純合計することができる。
7	一般金利リスクのデルタ・リスクにおける異なるバケット間のリスク加重後の感応度を合算する際に用いる相関係数 (γ_{bc}) は、五十パーセントとする。
(非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関) 第二百六十八条の三 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。	
一 次の表の中欄に掲げる信用度及び右欄に掲げるセクターの区分に応じ、十八のバケットに分類すること。	

パッケージ ト番号	信用度	セクター
1	投資適格 (IG)	ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）
2		地方自治体、政府支援法人（非金融）、教育機関及び行政機関
3		金融（政府支援金融会社を含む。）
4		素材、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業
5		消費財、運輸及び倉庫並びに管理・サービス業
6		技術及び通信
7		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業
8		カバード・ボンド
9		ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）
10		地方自治体、政府支援法人（非金融）、教育機関及び行政機関
11	高利回り (HV) 及び 無格付 (NR)	金融（政府支援金融会社を含む。）
12		素材、エネルギー、工業、農業、

		製造業、鉱業及び採石業
13		消費財、運輸及び倉庫並びに管理・サービス業
14		技術及び通信
15		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業
16		その他のセクター
17	IG インデックス	
18	HY インデックス	

二 前号のセクターの分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 各発行体をいずれかのバケット番号に分類すること。

ロ 各発行体を個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号 16 に分類すること。

2 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の左欄に掲げるバケット番号(前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。)に応じ、同表の右欄に定めるものとする。この場合において、各バケット内の全てのテナー(〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。)のリスク・ウェイトは、同一とする。

バケット番号	リスク・ウエイト (パーセント)
1	〇・五
2	一・〇
3	五・〇
4	三・〇
5	三・〇
6	二・〇
7	一・五
8	二・五
9	二・〇
10	四・〇
11	十二・〇
12	七・〇
13	八・五
14	五・五
15	五・〇
16	十二・〇
17	一・五
18	五・〇

3 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、バ

ケット番号 1 から 18 まで（バケット番号 16 を除く。）のいずれかに該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{ki} = \rho_{ki}^{(name)} \cdot \rho_{ki}^{(tenor)} \cdot \rho_{ki}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{ki}^{(name)}$ 、 $\rho_{ki}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{ki}^{(basis)}$ の値は、バケット番号 1 から 15 までのいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $\rho_{ki}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 三十五パーセント
- 二 $\rho_{ki}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント
- 三 $\rho_{ki}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーズに関連する場合 百パーセント

	ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント
5	第三項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$、$\rho_{kl}^{(tenor)}$及び$\rho_{kl}^{(basis)}$の値は、バケット番号 17 又は 18 に該当する場合には、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 $\rho_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度 kと感応度 lの銘柄が同一である場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント 二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度 kと感応度 lのテナーが同一である場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント 三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度 kと感応度 lが同一のカーブに関連する場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント
6	第二百六十五条の二第四項の規定にかかわらず、非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、バケット番号 16 に該当するセクター内でリスク加重後

の感応度を合算する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(othre\ bucket)} = \sum_k |WS_k|$$

- 7 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関関数(y_{bc})は、次の算式により算出するものとする。

$$y_{bc} = y_{bc}^{(rating)} \cdot y_{bc}^{(sector)}$$

- 8 前項の算式中 $y_{bc}^{(rating)}$ 及び $y_{bc}^{(sector)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $y_{bc}^{(rating)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
- イ 合算するバケットの双方がバケット番号1から15までのいずれかに該当し、かつ、バケット番号に対応する信用度が異なる場合 五十パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 百パーセント
- 二 $y_{bc}^{(sector)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
- イ 合算するバケットの双方が同一のセクターに該当する場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 次の表のバケット番号の組合せに応じて定める相関係数

[表 別紙二]

(証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスクのデル
タ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百六十八条の四 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッ
ド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクター
は、次に定めるところにより分類するものとする。

一 次の表の中欄に掲げる信用度及び右欄に掲げるセク
ターの区分に応じ、十六のバケットに分類すること。

バケ ット 番号	信用度	セクター
1	投資適格 (IG)	ソブリン (中央銀行及び国際開発 銀行を含む。)
2		地方自治体、政府支援法人 (非金 融)、教育機関及び行政機 関
3		金融 (政府支援金融会社を含む。)
4		素材、エネルギー、工業、農業、 製造業、鉱業及び採石業
5		消費財、運輸及び倉庫並びに管理 ・サービス業
6		技術及び通信

7		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業
8		カバード・ボンド
9	高利回り（HV）及び無格付（NR）	ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）
10		地方自治体、政府支援法人（非金融）、教育機関及び行政機関
11		金融（政府支援金融会社を含む。）
12		素材、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業
13		消費財、運輸及び倉庫並びに管理・サービス業
14		技術及び通信
15		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業
16	その他のセクター	

二 前号のセクターの分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 各発行体をいずれかのバケット番号に分類すること。

ロ 各発行体を個別のセクターに分類できない場合には、

バケット番号 16 に分類すること。

2 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定めるものとする。この場合において、各バケット内の全てのテナター（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）のリスク・ウェイトは、同一とする。

バケット番号	リスク・ウェイト (パーセント)
1	四・〇
2	四・〇
3	八・〇
4	五・〇
5	四・〇
6	三・〇
7	二・〇
8	六・〇
9	十三・〇
10	十三・〇
11	十六・〇
12	十・〇

13	十二・〇
14	十二・〇
15	十二・〇
16	十三・〇

(注) バケット番号 8 に分類された発行体が第四十条の二第六項の各号の要件を満たしており、かつ、信用リスク区分が 3 の 2－1 である場合は、リスク・ウェイトを一・五パーセントとすることができる。

3 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{kl} ）は、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(name)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $\rho_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 三十五パーセント
- 二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント	ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント
三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの	イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百パーセント
五 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関関数（γ_{bc}）は、次の算式により算出するものとする。 $\gamma_{bc} = \gamma_{bc}^{(rating)} \cdot \gamma_{bc}^{(sector)}$	6 前項の算式中 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 及び $\gamma_{bc}^{(sector)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの	イ 合算するバケットの双方がバケット番号 1 から 15 までのいずれかに該当し、かつ、バケット番号に対応する信用度が異なる場合 五十パーセント
ロ イに掲げる場合以外の場合 百パーセント 二 $\gamma_{bc}^{(sector)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの	

イ 合算するバケットの双方が同一のバケット番号に該当する場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 前条第八項第二号ロの表のバケット番号の組合せに応じて定める相関係数

(証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百六十八条の五 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは次に定めるところにより分類するものとする。

一 次の表の中欄に掲げる信用度及び右欄に掲げるセクターの区分に応じ、二十五のバケットに分類すること。

バケット番号	信用度	セクター
1	シニア投資 適格 (IG)	RMBS—プライム
2		RMBS—ミッド・プライム
3		RMBS—サズ・プライム
4		CMBS
5		資産担保証券 (ABS) —学生ローン
6		ABS—クレジットカード
7		ABS—自動車
8		ローン担保証券 (CLO) —非 CTP

9	非シニア投資適格 (IG)	RMBS—プライム
10		RMBS—ミッド・プライム
11		RMBS—サブ・プライム
12		商業用不動産担保証券 (CMBS)
13		ABS—学生ローン
14		ABS—クレジットカード
15		ABS—自動車
16		CL0—非 CTP
17		RMBS—プライム
18		RMBS—ミッド・プライム
19	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	RMBS—サブ・プライム
20		CMBS
21		ABS—学生ローン
22		ABS—クレジットカード
23		ABS—自動車
24	その他のセクター	CL0—非 CTP
25		

二 前号のセクターの分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 各トランシェをいずれかのバケット番号に分類すること。

ロ 各トランシェを個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号 25 に分類すること。

2 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウエイトは、次の表の左欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定めるものとする。

バケット番号	リスク・ウエイト (パーセント)
1	〇・九
2	一・五
3	二・〇
4	二・〇
5	〇・八
6	一・二
7	一・二
8	一・四
9	一・一二五
10	一・八七五
11	二・五
12	二・五
13	一・〇

14	一・五
15	一・五
16	一・七五
17	一・五七五
18	二・六二五
19	三・五
20	三・五
21	一・四
22	二・一
23	二・一
24	二・四五
25	三・五

3 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデ
ルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{kl}
）は、バケット番号 1 から 24 までのいずれかに該当する場
合には、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(tranche)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(tranche)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、次の各号
に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとし
る。

- 一 $\rho_{kl}^{(tranche)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当
該イ又はロに定めるもの

	イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一であり、かつ、同一の証券化商品のトランシェとみなされる場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 四十パーセント ニ $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント 三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーズに関連する場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント 5 第二百六十五条の二第四項の規定にかかわらず、証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、バケット番号 25 に該当するセクター内でリスク加重後の感応度を合算する場合には、次の算式により算出するものとする。 $K_{b(other\ bucket)} = \sum_k WS_k $ 6 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデ
--	---

ルタ・リスクに用いるバケット（バケット番号 25 を除く。
）間の相関係数（ γ_{bc} ）は、零パーセントとする。

7 証券化商品（非 CTP）のマーケット・リスク相当額は、第五項の算式により算出したバケット番号 25 のリスク加重後の感応度と、前項に規定する相関係数（ γ_{bc} ）を用いて第二百六十五条の二第五項の算式により算出したバケット番号 25 以外のバケット番号のマーケット・リスク相当額の合算値を合計して得た額とする。

（株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイ
ト及び相関）

第二百六十九条 株式リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。

一 次の表の第二欄に掲げる時価総額、同表の第三欄に掲げる市場及び同表の第四欄に掲げるセクターの区分に応じ、十三のバケットに分類するものとする。

バケ ット 番号	時 価 総 額	経 済	セ ク タ ー
1	大	新興市場	消費財・サービス、運輸及び倉庫、管理・サービス業、ヘルス

	ケア並びに公益事業		
2	通信及び工業		
3	素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業		
4	金融（政府支援金融会社を含む。）、不動産関連業及びテクノロジー		
5	先進市場	消費財・サービス、運輸及び倉庫、管理・サービス業、ヘルスケア並びに公益事業	
6		通信及び工業	
7		素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業	
8		金融（政府支援金融会社を含む。）、不動産関連業及びテクノロジー	
9	小	新興市場	バケット番号 1 から 4 までに記載された全セクター
10		先進市場	バケット番号 5 から 8 までに記載された全セクター
11	その他のセクター		
12	時価総額が大であって、先進市場経済の株式インデックス（セクターは特定されていない。）		

13	その他の株式インデックス（セクターは特定されていない。）
二 前号の表の「時価総額」欄における「大」及び「小」の分類は、次に定めるところによる。 イ 時価総額が二十億合衆国ドル以上の場合にあつては「大」と、それ以外の場合にあつては「小」と分類するものとする。 ロ 世界各国の証券市場において、同一の上場法人又は法人グループの発行済株式総数の市場価額に基づく時価総額の合計を用いるものとする。 ハ 法人グループの発行済株式総数は、グループ内の上場親会社の発行済株式総数とするものとする。 ニ 法人グループの発行済株式総数には、複数の関連上場法人の時価総額を含まないものとする。 三 第一号の表の「先進市場」とは、米国、カナダ、メキシコ、ユーロ圏、英国、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、スイス、日本、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール及び香港特別行政区をいう。 四 第一号の分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に定めるところによる。 イ パケットのうちいずれか一つに分類（複数の地域及びセクターに該当する場合には、主要な地域及びセクター	

に応じた一つのバケットに分類) するものとする。

ロ 個別のセクターに分類できない場合は、バケット番号 11 に分類するものとする。

2 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の左欄に掲げるバケット番号(前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。)に応じ、同表の中欄又は右欄に定めるものとする。

バケット番号	株式の現物価格に係るリスク・ウェイト (パーセント)	株式のレボ・レートに係るリスク・ウェイト (パーセント)
1	五十	〇・五五
2	六十	〇・六〇
3	四十五	〇・四五
4	五十五	〇・五五
5	三十	〇・三〇
6	三十五	〇・三五
7	四十	〇・四〇
8	五十	〇・五〇
9	六十	〇・七〇
10	七十	〇・五〇
11	八十	〇・七〇
12	十五	〇・一五

13	二十五	〇・二五
3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、バケット番号1から13まで（バケット番号11を除く。）のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント イ 感応度の一方が株式等の現物価格に対するものであり、かつ、他方が株式等レボ・レートに対するものであること。 ロ 感応度の双方が同一の株式等に関連しているものであること。 ニ 感応度の双方が株式等の現物価格又は株式等レボ・レートに対するものである場合 次のイからホまでに掲げるバケット番号の区分に応じ、当該イからホまでに定めるものとする。 イ バケット番号1から4まで（時価総額が大、かつ、新興市場） 十五パーセント ロ バケット番号5から8まで（時価総額が大、かつ、先進市場） 二十五パーセント ハ バケット番号9（時価総額が小、かつ、新興市場）		

七・五パーセント

ニ バケット番号 10 (時価総額が小、かつ、先進市場)
十二・五パーセント

ホ バケット番号 12 又は 13 八十パーセント

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

イ 感応度の一方が株式等の現物価格に対するものであり、かつ、他方が株式等レボ・レートに対するものであること。

ロ 感応度の双方がそれぞれ異なる株式等に関連しているものであること。

4 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \sum_k |WS_k|$$

5 株式リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるバケット番号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合算するバケットの双方がバケット番号 1 から 10 までのいずれかに該当する場合 十五パーセント

- 二 合算するバケットの一方がバケット番号 11 に該当する場合 零パーセント
- 三 バケット番号 12 とバケット番号 13 との合算である場合 七十五パーセント
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 四十五パーセント

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百六十九条の二 コモディティ・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次の表の中欄に掲げるコモディティのバケット及び右欄に掲げる各コモディティのバケットに割り当てられたコモディティの例に応じ、十一のバケットに分類するものとする。

バケット番号	コモディティのバケット	各コモディティのバケットに割り当てられたコモディティの例（ただし、これらに限定されない。）
1	エネルギーのうち、固体可燃物	石炭、木炭、木質ペレット及び核燃料（ウラン等）
2	エネルギーのうち、液体可燃物	原油（軽質スライト原油、重油、WTI 及びブレント等） バイオ燃料（バイオエタノール及びバイオディーゼル等）

		石油化学製品（プロパン、エタン、ガソリン、メタノール及びブタン等） 精製燃料（ジェット燃料、灯油、軽油、重油、ナフサ、暖房用石油及びディーゼル等）
3	エネルギーのうち、電力及び炭素排出権取引	電力（スポット、先日付、ピーク及びオフピーク等） 炭素排出権取引（認証排出削減量、EU 排出枠（限月）、温室効果ガス地域イニシアチブ（RGGI）における二酸化炭素排出枠及びグリーン電力証書等）
4	貨物輸送	ドライバルク船（ケープサイズ、パナマックス、ハンデイスイズ及びスーパーマックス等） リキッドバルク及び天然ガス輸送船（スエズマックス、アフラマックス及び超大型タンカー等）
5	金属・非貴金属	ベースメタル（アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、錫及び亜鉛等） 鋼素材（鋼片、鋼線、鋼コイル、鋼くず、鋼鉄筋、鉄鉱石、タンゲステ

		ン、バナジウム、チタン及びタンタル等) 希少金属(金属コバルト、マンガン及びモリブデン等)
6	ガス燃料	天然ガス及び液化天然ガス
7	貴金属	金、銀、プラチナ及びパラジウム
8	穀物及び油糧種子	トウモロコシ、小麦、大豆(大豆種子、大豆油及び大豆ミール等)、オート麦、パーム油、カローナ、大麦及び菜種(菜種種子、菜種油及び菜種ミール等)、小豆、モロコシ、コナツツ油、ピーナツツ油、ヒヤワリ油並びに米
9	畜産及び乳製品	畜牛(生牛及び肥養素牛)、豚、家禽、仔羊、魚、エビ及び乳製品(牛乳、ホエー、卵、バター及びチーズ等)
10	ソフト・コモディティ及びその他の農作物	ココア、コーヒー(アラビカ及びロブスタ等)、茶・柑橘ジュース(オレジンジュースを含む。)、芋、砂糖、綿、羊毛、木材、パルプ及びゴム
11	その他のコモディティ	工業鉱物(カリ、肥料及びリン鉱石等)

		レアアース、テレフタル酸及び板ガラス
--	--	--------------------

2 コモダイトイ・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の左欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定めるものとする。

バケット番号	リスク・ウェイト (パーセント)
1	三十
2	三十五
3	六十
4	八十
5	四十
6	四十五
7	二十
8	三十五
9	二十五
10	三十五
11	五十

3 コモダイトイ・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{rl} ）は、バケット番号1から11までのいずれかに該当する場合には、次の算式により算出す

るものとする。

$$\rho_{ki} = \rho_{ki}^{(cty)} \cdot \rho_{ki}^{(tenor)} \cdot \rho_{ki}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{ki}^{(cty)}$ 、 $\rho_{ki}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{ki}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる
相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $\rho_{ki}^{(cty)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ
又はロに定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l のコモデイテイが同一である場合
百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の表のバケット番号
の区分に応じ、同表の右欄に定めるもの

バケ ット 番号	コモデイテイのバケット	相関係数 $\rho_{ki}^{(cty)}$ (パーセント)
1	エネルギーのうち、固体可燃物	五十五
2	エネルギーのうち、液体可燃物	九十五
3	エネルギーのうち、電力及び排 出権取引	四十
4	貨物輸送	八十
5	金属・非貴金属	六十
6	ガス燃料	六十五
7	貴金属	五十五
8	穀物及び油糧種子	四十五
9	畜産及び乳製品	十五

10	ソフト・コモディティ及びその他の農産物	四十
11	その他のコモディティ	十五

二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント
 ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント
 三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 イ 二つの感応度に係るコモディティの受渡場所が同一である場合 百パーセント
 ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント
 5 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに係る同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算において、次に掲げるコモディティの合算に当たっては、合算する感応度のそれぞれを個別のコモディティとして認識するものとする。
 一 同一の商品種類であり、かつ、受渡場所が異なるコモディティ間の合算
 二 バケット番号3に該当する場合は、次のイ又はロに掲げるコモディティの合算
 イ 電力供給時間帯又は金融市場で締結された電力契約

時間帯が異なるコモディティ間の合算

ロ 別々の地域で発電された電力に係るコモディティ間の合算

三 バケット番号 4 に該当する場合は、次のイ又はロに掲げるコモディティの合算

イ 運輸種別又は運用航路が異なるコモディティ間の合算

ロ 貨物の受渡週が異なるコモディティ間の合算

6 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合算するバケットの双方がバケット番号 1 から 10 までのいずれかに該当する場合 二十パーセント

二 合算するバケットの一方がバケット番号 11 に該当する場合 零パーセント

(外国為替リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百六十九条の三 外国為替リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、商品が表示されている外国通貨と報告通貨との間の為替レートごとに各バケットに分類するものとする。

2 外国為替リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウエイ

トは、全ての為替レート之感応度に対し十五パーセントとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨 (USD)、欧州経済通貨統合参加国通貨 (EUR)、本邦通貨、英国通貨 (GBP)、オーストラリア通貨 (AUD)、カナダ通貨 (CAD)、スイス通貨 (CHF)、メキシコ通貨 (MXN)、中華人民共和国通貨 (CNY)、ニュージーランド通貨 (NZD)、ロシア通貨 (RUB)、中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨 (HKD)、シンガポール通貨 (SGD)、トルコ通貨 (TRY)、大韓民国通貨 (KRW)、スウェーデン通貨 (SEK)、南アフリカ共和国通貨 (ZAR)、インドネシア通貨 (IDR)、ノルウェー通貨 (NOK) 及びブラジル通貨 (BRL) のうちの二つの間の為替レートの場合は、前項に規定するリスク・ウェイトを二の平方根で除して得た値をリスク・ウェイトとすることができる。

- 4 外国為替リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、六十パーセントとする。

第五目 リスク感応度方式に係るベガ・リスク及びカーベチャヤ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関

(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百七十条 各リスク・クラスのベガ・リスクについて、リ

スク・ファクターは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより各バケットに分類するものとする。

一 一般金利リスク 第二百六十八条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の四第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百六十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモダイティ・リスク 第二百六十九条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リス

ク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

2 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるリスク・ウエイトは、次の表の左欄に掲げるリスク・クラスに並び、同表の右欄に定めるものとする。

リスク・クラス	流動性ホライズン	リスク・ウエイト (パーセント)
一般金利リスク	六十	百
信用スプレッド・リスク：非証券化商品	百二十	百
信用スプレッド・リスク：証券化商品（CTP）	百二十	百
信用スプレッド・リスク：証券化商品（非CTP）	百二十	百
株式（大型株及びインデックス）	二十	七十七・七八
株式（小型株及びその他のセクター）	六十	百
コモディティ	百二十	百

為替	四十	百
3 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるリスク・ファクタ一間の相関係数 (ρ_{kl}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。 一 一般金利リスク 次の算式によるものとする。 $\rho_{kl} = \min \left[\rho_{kl}^{(option\ maturity)} \cdot \rho_{kl}^{(underlying\ maturity)}, 1 \right]$ 二 一般金利リスク以外のリスク・クラス 次の算式によるものとする。 $\rho_{kl} = \min \left[\rho_{kl}^{(DELTA)} \cdot \rho_{kl}^{(option\ maturity)}, 1 \right]$ 4 前項各号の算式中 $\rho_{kl}^{(option\ maturity)}$、$\rho_{kl}^{(underlying\ maturity)}$ 及び $\rho_{kl}^{(DELTA)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。 一 $\rho_{kl}^{(option\ maturity)}$ 次の算式によるものとする。 $\rho_{kl}^{(option\ maturity)} = \exp \left(-\alpha \cdot \frac{ T_k - T_l }{\min\{T_k, T_l\}} \right)$ α は、一パーセント T_k は、オプション商品 k のオプション権利行使日までの年数 T_l は、オプション商品 l のオプション権利行使日までの年数 $\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値 二 $\rho_{kl}^{(underlying\ maturity)}$ 次の算式によるものとする。		

$$\rho_{kl}^{(underlying\ maturity)} = \exp\left(-\alpha \cdot \frac{|T_k^U - T_l^U|}{\min\{T_k^U, T_l^U\}}\right)$$

α は、オーバーセント

T_k^U は、オプション商品 k の原資産となる金利派生商品の契約期間の年数

T_l^U は、オプション商品 l の原資産となる金利派生商品の契約期間の年数

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

三 $\rho_{kl}^{(DELTA)}$ ベガ・リスク・ファクター k とベガ・リスク・ファクター l に対応するデルタ・リスク・ファクター間に適用される相関係数を用いるものとする。

5 第二百六十五条の二第四項及び前二項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのベガ・リスクに係る同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算については、バケットが第二百六十八条の三第一項第一号の表中バケット番号 16、第二百六十八条の四第一項第一号の表中バケット番号 16、第二百六十八条の五第一項第一号の表中バケット番号 25 又は第二百六十九条第一項第一号の表中バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(othre\ bucket)} = \sum_k |WS_k|$$

6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (y_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に

応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 一般金利リスク 第二百六十八条の二第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の三第七項及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の四第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同条第五項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の五第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号 25 とバケット番号 25 以外のバケット番号との間の相関係数（ γ_{bc} ）は百パーセントとする。

五 株式リスク 第二百六十九条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモダイティ・リスク 第二百六十九条の二第六項の規

定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

(カーベチャヤー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関)

第二百七十条の二 各リスク・クラスのカベチャヤー・リスクにおいて、リスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより各バケットに分類するものとする。

一 一般金利リスク 第二百六十八条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の四第一項の規定を準用する。この場合にお

いて、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百六十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモデイティ・リスク 第二百六十九条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百六十九条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

2 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般金利リスク 第二百六十八条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百六

十八条の三第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百六十九条第二項の規定（株式の現物価格に係るリスク・ウエイトに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百六十九条の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百六十九条の三第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」

と読み替えるものとする。

- 3 各リスク・クラスのカバーチャー・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値とする。

一 一般金利リスク 第二百六十八条の二第五項の規定を準用して算出した相関係数 ρ_{kl} の値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カバーチャー・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又はロに掲げる場合に依じ、当該イ又はロの場合に応じた値とする。

イ バケツト番号 1 から 15 までの場合 第二百六十八条の三第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

ロ バケツト番号 16 又は 17 の場合 第二百六十八条の三第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

三 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の四第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値とする。

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の五第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(tranche)}$ の値とする。

五 株式リスク 第二百六十九条第三項又は第四項の規定を準用して算出した ρ_{kl} の値とする。この場合において、同条第三項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモデイティ・リスク 第二百六十九条の二第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(cy)}$ の値とする。

4 第二百六十五条の三第五項及び前項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのカーベチャー・リスクにおいて、同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算は、バケットが第二百六十八条の三第一項第一号の表中バケット番号 16、第二百六十八条の四第一項第一号の表中バケット番号 16、第二百六十八条の五第一項第一号の表中バケット番号 25 又は第二百六十九条第一項第一号の表中バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定める相関係数 (γ_{bc}) の値を二乗した値とする。

ー 一般金利リスク 第二百六十八条の二第七項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」

と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の三第七項及び第八項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第七項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の四第五項及び第六項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第五項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百六十八条の五第六項及び第七項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第六項中「デルタ・リスク」とあるのは「カーベチャヤー・リスク」と、「バケット (バケット番号 25 を除く。) 間」とあるのは、「バケット間」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百六十九条第五項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモダリティ・リスク 第二百六十九条の二第六項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項

中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百六十九条の三第四項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャヤー・リスク」と読み替えるものとする。

（外国為替リスクに係るカーベチャヤー・リスクの感応度の調整）

第二百七十条の三 外国為替リスクに係るカーベチャヤー・リスクを計測する商工組合中央金庫は、報告通貨以外の通貨の組合せを原資産とした商品について、第二百六十五条の三第二項において算出した感応度の値を一・五で除することができる。

二 外国為替リスクに係るカーベチャヤー・リスクを計測する商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合限り、報告通貨を含む全ての通貨の組合せを原資産とした商品について、第二百六十五条の三第二項において算出した感応度の値を一・五で除することができる。

第三款 標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

第一目 総則

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百七十一条 デフォルト・リスクに対するマーケット・リ

スク相当額は、リスク感応度方式では捕捉できない JTD リスクを捕捉し、次に定めるところにより算出するものとする。

一 次に掲げる商品の区分に分類して算出すること。

イ 非証券化商品（ハに分類される商品を除く。）

ロ 証券化商品（非 CTP）

ハ 証券化商品（CTP）

二 エクスプージャーごとにグロスの JTD リスク・ポジション（商品の現在価値のうち、債務者等のデフォルトにより損失が生じる可能性のある部分をいう。以下この款において同じ。）を算出する。

三 グロスの JTD リスク・ポジションのうち、同一の債務者等に対するロング・ポジションの額とショート・ポジションの額とを相殺し、ネットの JTD リスク・ポジションを算出する。

四 前号のロング・ポジションとショート・ポジションの区分に当たっては、デフォルト時に損失が生じるポジションをロング・ポジションとする。

五 ネットの JTD リスク・ポジションを各バケットに分類する。

六 ネットの JTD リスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じて、同一バケットに属するものを合算する。この場合においては、ロング・ポジションとショート・ポジションとの間のヘッジ効果を勘案するため、ロング・ポジションからショート・ポジションにヘッジ効果比率を乗じた額を控除する。

七 前号で算出した各バケットのマーケット・リスク相当額を単純合算した額をデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額とする。

2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出においては、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 前項第一号イからハまでに掲げるポートフォリオの間では、分散効果を認識しないこと。

二 非証券化商品であるバスケット型の上場クレジット・デリバティブ及び株式デリバティブに係る構成銘柄の各発行体の JTD リスク・ポジションの算出は、ルックスルー・アプローチを用いること。

三 証券化商品（CTP）における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。

四 第三十三条から第三十七条までの信用リスクのリスク・アセットの額の算出において、リスク・ウェイトを零パーセントとするエクスポージャーについては、リスク・ウェ

イトを零パーセントとすることができること。

五 第二百六十七条の二第二項第三号に掲げる方法により
マーケット・リスク相当額を算出しているフアランドへの出
資は、無格付の株式関連商品とすること。

六 フアランドの運用基準において高利回り又は財務不振の
銘柄への投資を許容する場合には、当該運用基準において
想定される最大のリスクに係る仮想ポジションを用いて
実効平均リスク・ウエイトを算出すること。この場合にお
いて、当該実効平均リスク・ウエイトの算出のための仮想
ポジションにより生じたエクスポジジャーと他のエクス
ポジジャーとの間の相殺及び分散の勘案は行わないこと。

第二目 非証券化商品に係るデフォルト・リスク に対するマーケット・リスク相当額

(非証券化商品のグロスの JTD リスク・ポジション)

第二百七十二条 非証券化商品に係るグロスの JTD リスク・ポ
ジションは、次に定めるところにより算出するものとする。

一 エクスポジジャーごとに、グロスの JTD リスク・ポジシ
ョンについてロング・ポジションとショート・ポジション
を次の算式により算出する。

$$\text{JTD(ロング)} = \max[\text{LGD} \times \text{想定元本} + \text{P\&L}, 0]$$

$$ITD(\text{シヨート}) = \min[LGD \times \text{想定元本} + P\&L, 0]$$

LGDは、デフォルト時損失率（ただし、商品の価格が参照する債務者のデフォルト時の回収率に連動していない場合には、LGDは用いない。）

P&Lは、時価評価損益（債券の市場価額に相当する価額から想定元本を差し引いたもの）

二 前号の算式中想定元本又はP&Lの符号は、次のイ又はロに掲げる変数の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものとする。

イ 想定元本 ロンズ・ポジションの場合にあつては正の値、シヨート・ポジションの場合にあつては負の値

ロ P&L ロンズ・ポジションの場合にあつては負の値、シヨート・ポジションの場合にあつては正の値

三 第一号の算式中LGDは、次のイからハまでに掲げる商品の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ 株式関連商品及び負債性商品（ロ及びハに掲げる商品を除く。） 百パーセント

ロ シニア債務商品（ハに掲げる商品を除く。） 七十五パーセント

ハ カバード・ボンド 二十五パーセント

四 第一号の算式中想定元本及びP&Lの額は、次の表の第一欄に掲げる商品区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定め

る想定元本及び同表の第四欄に定めるP&Lとする。

ローン・クレジット・ポジションに係るJTDの算出の構成要素の例			
商品	想定元本	債券に相当する市場価額	P&L
債券	債券の額面価額	債券の市場価額	市場価額－額面価額
CDS	CDSの想定元本	CDSの想定元本－ CDSの時価評価(MtM)額	－ CDSのMtM額
債券の売建 ポジション・オプション	オプションの想定元本	権利行使価格－ オプションのMtM額	(権利行使価格－ オプションのMtM額)－想定元本
債券の買建 コール・オプション	零	オプションのMtM額	オプションのMtM額

五 前号の表の第一欄に掲げる商品の区分に分類できないJTDリスク・ポジションは、同欄に掲げる商品の区分に可能な限り分解し、マーケット・リスク相当額を算出する。

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める満期までの残存期間の範囲に含まれるように、満期までの残存期間が一年未満の全てのエクスポージャーに対する JTD リスク・ポジションに満期までの残存期間を年換算した値（〇・二五を下回らない値に限る。）を乗じる（以下この号及び次条において「スケール調整」という。）。ただし、満期までの残存期間が一年以上の場合には、スケール調整を行わないものとする。

イ 株式等の現物ポジションの場合 一年以上の残存期間又は三月の残存期間（ただし、一年以上の満期を適用する場合は、あらかじめ、その適用基準を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。）

ロ 派生商品取引のエクスポージャーの相殺の基準を定める場合 当該派生商品取引の契約上の残存期間（三月を下らない期間に限る。）

（非証券化商品のネット JTD 額）

第二百七十二条の二 非証券化商品のネット JTD 額は、次の各号に定めるところにより同一のエクスポージャーに対するグロス JTD 額のロング・ポジション額とショート・ポジション額とを相殺して算出するものとする。

一 ショート・ポジションは、ロング・ポジションと比較してデフォルト時の弁済順位が同一又は劣後する場合に相

殺することができる。

二 満期までの残存期間が一年に満たない複数のエクスポージャーは、ポジション額をスケール調整した上で相殺するものとする。

2 前項のロング・ポジション及びショート・ポジションの相殺において、双方のポジションの満期までの残存期間が一年未満の場合には、スケール調整した上で相殺するものとする。

3 非証券化商品のネットJTD額の算出に当たって、保証付債券が第九十九条及び第一百条に定める信用リスク削減手法に係る条件に適合する場合には、当該債券の保証割合に応じ、債務者に対するエクスポージャーを保証人に対するエクスポージャーとみなして、前二項の規定を適用する。

(非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条の三 非証券化商品に係るネットのJTDリスク・ポジションは、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるバケットに分類するものとする。

一 第四十条に定める金融機関向けエクスポージャー、第四十一条に定める第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー、第四十一条の二に定める保険会社向けエクスポー

ジャー、第四十二条に定める法人等向けエクスポートジャー、第四十四条に定める適格中堅中小企業等向けエクスポートジャーその他これらに類するもの 事業法人等のバケツト

二 第三十三条に定める中央政府及び中央銀行向けエクスポートジャー、第三十四条に定める国際決済銀行等向けエクスポートジャー、第三十七条に定める国際開発銀行向けエクスポートジャー、第三十八条に定める我が国の政府関係機関向けエクスポートジャーその他これらに類するもの 中央政府等のバケツト

三 第三十五条に定める我が国の地方公共団体向けエクスポートジャー、第三十六条に定める外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー、第三十七条の二に定める地方公共団体金融機構向けエクスポートジャー、第三十九条に定める地方三公社向けエクスポートジャーその他これらに類するもの 地方公共団体等のバケツト

2 非証券化商品に係るネットのJTDリスク・ポジションに乗じるリスク・ウエイトは、次の表の左欄に掲げる信用リスクの区分に応じ、同表の右欄に定めるものとする。

信用リスク区分	デフォルトのリスク・ウエイト (パーセント)
8－1	〇・五

8－2	二・〇
8－3	三・〇
8－4	六・〇
8－5	一五・〇
8－6	三十・〇
8－7	五十・〇
無格付	一五・〇
デフォルト	百

3 非証券化商品に係る同一バケットに属するリスク加重後のネットのJTDリスク・ポジションの合算に当たって、ロング・ポジションとショート・ポジションとの間のヘッジ効果を勘案するために用いる係数は、次の算式により得た値とする。

$$HBR_b = \frac{\sum_{i \in long} netJTD_i}{\sum_{i \in long} netJTD_i + \sum_{i \in short} |netJTD_i|}$$

HBR_b は、バケット*b*におけるヘッジ効果の係数（次項の算式において同じ。）

*i*は、バケット*b*に属する商品

$\sum_{i \in long} netJTD_i$ は、バケット*b*におけるロング・ポジションとなっている商品*i*のネットのJTDリスク・ポジションの合計額（次項及び第二百七十四条の二第三項の算式において同じ。）

$\sum_{i \in short} |netJTD_i|$ は、バケット*b*におけるショート・ポジション

となっている商品*i*のネット JTD リスク・ポジションの絶対値の合計額（次項及び第二百七十四条の二第三項の算式において同じ。）

- 4 非証券化商品に係る同一バケット内に属するリスク加重後のネットの JTD リスク・ポジションの合算は、次の算式によるものとする。

$$DRC_b$$

$$= \max \left[\left(\sum_{i \in Long} RW_i netTD_i \right) - HBR_b \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netTD_i| \right), 0 \right]$$

DRC_b は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額

i は、バケット b に属する商品

RW_i は、第二項に定めるリスク・ウェイト

- 5 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額は、前項で算出した各バケットのマ
ーケット・リスク相当額を単純合算して得た額とする。

第三目 証券化商品（非 CTP）に係るデフォルト
・リスクに対するマ
ーケット・リスク相
当額

(証券化商品 (非 CTP) に係るネットの JTD リスク・ポジション)

第二百七十三条 証券化商品 (非 CTP) のグロスの JTD リスク・ポジションについては、次に掲げるエクスポージャー間において相殺しないものとする。

一 異なる原資産を参照する証券化エクスポージャー等 (原資産に係る信用リスクを第三者に移転する性質を有する取引をいう。以下この款において同じ。) の間 (アタッチメント・ポイメント (証券化エクスポージャーに最初に損失が生じるポイメントをいう。第二百七十四条第三項において同じ。) 及びデタッチメント・ポイメント (証券化エクスポージャーに割り当てる信用損失が元本全体に及ぶポイメントをいう。同項において同じ。) が同一の証券化エクスポージャー間を含む。)

二 同一の原資産を参照する証券化商品に係る異なるトラシェから生じる証券化エクスポージャー等の間

2 証券化商品 (非 CTP) のデフォルト・リスクについては、次に掲げるエクスポージャー間においては相殺をすることができる。

一 満期以外の条件が同一である証券化エクスポージャー等の間

二 ロング・ポジション及びショート・ポジションの証券化エクスポージャー等の原資産を参照する個別の資産に分

解することを得た同一の個別の参照資産間

3 第二百七十二条から前条までの規定は、証券化商品（非CTP）のJTDリスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、これらの規定中「非証券化商品」とあるのは、「証券化商品（非CTP）」と読み替えるものとする。

（証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・リスクに対する
バケット・リスク相当額の算出）

第二百七十三条の二 証券化商品（非CTP）のデフォルト・リスクについては、次の表の中欄に掲げるセクターの区分及び同表の右欄に掲げる地域の区分に応じ、四十六のバケットに分類するものとする。

バケ ット 番号	セクター	地域
1	事業法人向け債権等を担保とする証券（資産担保コマーシャルペーパー、中小企業向け債権等を担保とする証券及びCDOスキエアートを除く。）	全地域
2	資産担保コマーシャルペーパー (ABCP)	アジア
3		欧州
4		北米
5		その他地域

6	自動車ローン及びリースを担保とする証券	アジア
7		欧州
8		北米
9		その他地域
10	住宅ローン担保証券 (MBS)	アジア
11		欧州
12		北米
13		その他地域
14	クレジットカード債権を担保とする証券	アジア
15		欧州
16		北米
17		その他地域
18	商業不動産担保証券 (CMBS)	アジア
19		欧州
20		北米
21		その他地域
22	ローン担保証券 (CLO)	アジア
23		欧州
24		北米
25		その他地域
26	CDO スクエアド (CDO を担保とする証券)	アジア
27		欧州

28		北米
29		その他地域
30		アジア
31		欧州
32	中小企業向け債権等を担保とする証券（資産担保コマーシャルペーパー及びローン担保証券を除く。）	北米
33		その他地域
34		アジア
35		欧州
36	学生ローンを担保とする証券	北米
37		その他地域
38		アジア
39		欧州
40	ローン担保証券並びにクレジットカード債権を担保とする証券を除く。）	北米
41		その他地域
42		アジア
43		欧州
44	保コマーシャルペーパー、ローン担保証券及び CD0 スクエアドを除く。）	北米
45		その他地域
46		全地域

	から 45 までのいずれにも属さない証券化商品)	
2	前項の分類に当たっては、市場で一般的に用いられている分類に基づくとともに、次に定めるところによるものとする。 一 いずれかのバケットに分類すること。 二 原資産の種類と地域が同一の証券化商品エクスポージャーは同一のバケット番号に分類すること。 三 個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号 46 に分類すること。	
3	証券化商品（非 CTP）のネットの JTD リスク・ポジションに乘じるリスク・ウェイトは、第六章第二節第二款に規定する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算出方式に基づき算出したものを十二・五で除して得た値とする。この場合において、JTD リスク・ポジションとなる証券化商品の満期までの期間は、一年を想定するものとする。	
4	証券化商品（非 CTP）内の個々の証券化エクスポージャー等）の現物ポジションに対する標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、取引の公正価値を上限とするものとする。	
5	証券化商品（非 CTP）に係る同一のバケット番号に属するマーケット・リスク相当額の合算は、第二百七十二条の第三項及び第四項に規定する算式により算出するものとする。	

6 証券化商品（非 CTP）に係るデフォルト・リスクに対する
マーケット・リスク相当額は、前項で算出した各バケットの
マーケット・リスク相当額を単純合算して得た額とする。

第四目 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・
リスクに対するマーケット・リスク相当
額

（証券化商品（CTP）に係るグロスの JTD リスク・ポジション）

第二百七十四条 第二百七十三条の規定は、証券化商品（CTP）のうち証券化エクスポージャー等に該当する商品のグロスの JTD リスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、同条中「証券化商品（非 CTP）」とあるのは、「証券化商品（CTP）」と読み替えるものとする。

2 証券化商品（CTP）に含まれる証券化エクスポージャー等に該当しない商品のポジションのグロスの JTD リスク・ポジションは、当該商品の市場価値とする。

3 特定順位参照型クレジット・デリバティブは、次の算式により算出されたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントを有するトランシェ分けした証券化商品として扱うものとする。

$$\text{アタッチメント・ポイント} = (\text{N}-1) \div \text{総銘柄数}$$

デタッチメント・ポイント＝ $N \div$ 総銘柄数

Nは、あらかじめ特定された順位に相当する数値

総銘柄数は、原資産のプールにおける銘柄の総数

4 前条第三項の規定は、証券化商品（CTP）のネットのJTDリスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、同項中「証券化商品（非CTP）」とあるのは、「証券化商品（CTP）」と読み替えるものとする。

5 証券化商品（CTP）のネットのJTDリスク・ポジションの算出に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に依じ、当該各号に定める相殺をすることができる。

一 インデックス参照型の証券化商品のロング・ポジションとショート・ポジションが参照するインデックスの種類及びそのシリーズ並びに保有トランシェが同一である場合
証券化エクスポート・ポジション等のロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺（満期が異なる場合における相殺を含む。）

二 インデックス参照型の証券化商品を個別の債務者のエクスポート・ポジションに分解し、次に掲げる要件の全てを満たす場合
同一の個別の債務者のロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺

イ 評価モデルを用いた分解をする場合にあつては、証券化商品の構成銘柄である単一の債務者のグロスのJTDリスク・ポジションは、単一の債務者のデフォルトによ

る回収を零と想定した場合の証券化商品の価値と市場慣行に従った回収率を用いた場合の証券化商品の価値との差額とすること。

ロ 個別の債務者のJTDリスク・ポジションに分解するに当たって、証券化商品の個別の債務者のデフォルトの影響を考慮し、分解した個別の債務者に係るJTDリスク・ポジションの合計は、分解前の証券化商品のJTDリスク・ポジションと一貫性があるものとする。

ハ 分解はバニラ証券化商品（エキゾチックな証券化商品以外の証券化商品をいう。）に限定すること。

三 インデックス参照型商品のうち、トランシェ分けされたもの並びにトランシェ分けされていない証券化エクスポージャー等のロング・ポジション及びショート・ポジションのインデックスの種類及びそのシリーズが同一である場合 当該証券化エクスポージャー等のロング・ポジション及びショート・ポジションを分解及び複製（前号ロに掲げる要件を満たすように分解前の証券化エクスポージャー等を再現することという。）することによる相殺

四 インデックス参照型商品のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、一方のポジションの複数のトランシェの証券化商品のエクスポージャーの組合せにより、他方のポジションのトランシェ分けされていないインデックス参照型商品のエクスポージャーを複製できる場

合 当該複製後の証券化商品のポジションと当該インデックス参照型商品のポジションとの相殺

五 インデックス参照型商品とインデックス参照型商品に含まれる単一の債務者の構成銘柄によるロング・ポジションとショート・ポジションの組合せの場合 インデックス参照型商品を分解することにより得られた単一の構成銘柄に対応するロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺

6 次に掲げる相殺は行わないものとする。

- 一 同一のインデックス及び同一のシリーズにおける異なるトラシェ間の相殺
- 二 同一のインデックスにおける異なるシリーズのポジション間の相殺
- 三 異なるインデックス・ファミリーのポジション間の相殺

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマケット・リスク相当額の算出)

第二百七十四条の二 証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクについては、インデックスごとにバケットを設定するものとする。この場合において、トラシェ分けされた証券化エクスポージャー等は、トラシェ分け前のポートフォリオと整合的なインデックスのバケットに分類するものとする。

2 証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに係るリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 トランシェ分けされた商品 第六章第二節第二款に規定する証券化エクスポーザーのリスク・ウェイトの算出方式に基づき算出されたリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値

二 前号に掲げる商品以外の商品 第二百七十二条の三第二項に定める非証券化商品のリスク・ウェイトと同一の値

3 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$DRC_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

DRC_b

$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot net/TD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |net/TD_i| \right)$$

$$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} net/TD_i}{\sum_{i \in Long} net/TD_i + \sum_{i \in Long} |net/TD_i|}$$

DRC_{CTP} は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRC_b は、バケット b のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、バケット b に属する商品

RW_i は、商品 i に適用するリスク・ウェイト

$HB R_{CTP,b}$ は、証券化商品（CTP）のバケット b におけるヘッジ効果の係数

第四款 標準的方式に係る残余リスク・アドオン

（残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額）

第二百七十五条 標準的方式においては、リスク感応度方式によるマーケット・リスク相当額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額では捕捉できないリスクに対するマーケット・リスク相当額（以下この款において「残余リスク・アドオン」という。）を算出するものとする。

2 残余リスク・アドオンの算出は、次に掲げる商品を対象とする。

一 複雑な原資産を有する商品（デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクについてリスク感応度方式で捕捉できないリスクが含まれる商品又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出において捕捉できないリスクが含まれる商品を含む。）

	二 前号に掲げる商品以外のものであつて、残余リスクを有する商品
3	前項の規定にかかわらず、次に掲げる商品は残余リスク・アドオンの算出を要しない。 一 第三者取引と同一条件の取引の対象となっている商品 二 上場商品及び清算集中されている商品
4	第二項第二号に掲げる商品は、次に掲げる商品を含むものとする。 一 ベガ・リスク又はカーベチャヤー・リスクに対するマーケット・リスク相当額の対象であり、かつ、株価、コモディティ価格、為替レート、債券価格、CDS 価格又は金利スワップを単一の原資産として有するプレーン・オプションの結合によつて再現できないペイオフを有する商品 二 コリレーション・トレーディングに該当する商品（マーケット・リスク相当額の算出においてコリレーション・トレーディングを適切にヘッジする商品を除く。） 三 次に掲げるリスクのいずれかが含まれる商品 イ ギヤップ・リスク（原資産の微小な変化によりオプションのベガ・パラメータが大幅に変化するリスクをいう。） ロ コリレーション・リスク（複数の原資産を有する商品の価値を決定するために必要となるコリレーション・パラメータの変動リスクをいう。）

ハ 行動オプション・リスク（人口統計学的な特性や社会的要因等の要因に基づき、権利行使が行われることにより生じるリスクをいう。）

5 次に掲げるリスクは、残余リスク・アドオンの算出は要しない。

一 最割安銘柄オプションによるリスク

二 スマイル・リスク（同一の原資産と満期を有するオプション性商品の権利行使の水準が異なることによりインプライド・ボラテイルティが変化するリスクをいう。）

三 複数の原資産を有するヨーロッパン・タイプ又はアメリカン・タイプのプレーン・オプション及びこれらのオプションの一次結合として表されるオプションから生じる相関リスク

四 原資産が配当金の支払いのみで構成されているものではないデリバティブ商品から生じる配当リスク

6 次に掲げる商品のいずれかに該当する場合には、残余リスク・アドオンの算出は要しない。

一 第二百六十七条に定める方法によりデルタ・リスク及びカーベチャー・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出がされているインデックス参照型商品（オプション性を有する商品を除く。）

二 第二百六十七条に定める方法によりデルタ・リスク及びカーベチャー・リスクに係るマーケット・リスク相当額が

算出されており、かつ、第二百六十七条の三に定める方法によりベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出がされている複数の原資産を有するオプシヨン

三 第二百六十七条の二第二項に定める方法によりマーケット・リスク相当額の算出がされているフアэндへの出資
七 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該商品のグロスの想定元本額の単純合計に乗じて得た額を単純合算したものである。

- 一 第二項第一号に掲げる商品 一・〇パーセント
- 二 第二項第二号に掲げる商品 〇・一パーセント

第四節 簡易的方式

第一款 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

(簡易的方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条 簡易的方式においては、次に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプシヨン取引を含む。）に対するマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額

(標準的方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百六十三条 標準的方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までの各リスク・カテゴリーについて算出するマーケット・リスク相当額及び第五号のオプシヨン取引に係るマーケット・リスク相当額の合計額とする。

〔一～四 略〕

〔号を削る。〕

2 簡易的方式によるワーケット・リスク相当額の合計額は、前項各号に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプショナル取引を含む。）ごとに算出したワーケット・リスク相当額を、次の算式を用いて合算して得た額とする。

$$CR_{IRR} * SF_{IRR} + CR_{Eq} * SF_{Eq} + CR_{FX} * SF_{FX} + CR_{COMM} * SF_{COMM}$$

CR_{IRR} は、金利リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプショナル取引に分類されるワーケット・リスク相当額

CR_{Eq} は、株式リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプショナル取引に分類されるワーケット・リスク相当額

CR_{FX} は、外国為替リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプショナル取引に分類されるワーケット・リスク相当額

CR_{COMM} は、コモデイティ・リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプショナル取引に分類されるワーケット・リスク相当額

ク相当額

SF_{IRR} は、一・三〇

SF_{Eq} は、三・五〇

SF_{FX} は、一・二〇

SF_{COMM} は、一・九〇

（金利リスク・カテゴリー）

〔一～四 同左〕

五 オプショナル取引

〔項を加える。〕

（金利リスク・カテゴリー）

第二百七十七条 前条第一項一号に掲げる金利リスク・カテ
ゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、
転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生
商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「
債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リス
クの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間
でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引につ
いては、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び
第二百七十七条の三に定める要領に留意して、個別リス
ク額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

2 〔略〕

（クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジ
ションの相殺）

第二百七十七条の二 クレジット・デリバティブ以外の派生商
品取引のポジションの相殺の要領は次に定めるところによ
る。

- 一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両
側のポジションについては、現物のポジション又は想定上
のポジションのいずれの場合であっても、簡易的方式によ
るリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リス
クの双方について除外することができる。

二 〔略〕

第二百六十四条 前条第一号に掲げる金利リスク・カテ
ゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換
権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品
取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券
等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リス
クの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間
でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引につ
いては、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び
第二百六十六条に定める要領に留意して、個別リス
ク額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

2 〔同左〕

（クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジ
ションの相殺）

第二百六十五条 〔同左〕

- 一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両
側のポジションについては、現物のポジション又は想定
上のポジションのいずれの場合であっても、標準的方式
によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リ
スクの双方について除外することができる。

二 〔同左〕

三 債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。

〔イ～ハ 略〕

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百七十七条の三 クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺の要領は次に定めるところによる。

〔イ・ロ 略〕

二 商工組合中央金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第百六条に定める場合等の制限的な支払条項が存在

三 債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハまでの取引の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。

〔イ～ハ 同左〕

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百六十六条 〔同左〕

〔イ・ロ 同左〕

二 商工組合中央金庫は、次の要件のすべてを満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第百六条に定める場合等の制限的な支払条項が存

する場合には、その影響を相殺割合について考慮するものとする。

〔イ～ホ 略〕

三 商工組合中央金庫は、次のいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

〔イ～ニ 略〕

四 〔略〕

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百七十七條の四 第二百七十六條第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
--------	---------------------

在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

〔イ～ホ 同左〕

三 商工組合中央金庫は、次のイからニまでのいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

〔イ～ニ 同左〕

四 〔同左〕

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十七條 第二百六十三條第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
--------	---------------------

〔略〕

(注 1) 〔略〕

(注 2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等及び金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社又は保険持株会社の発行した債券等のうち第四十条、第四十一条又は第四十一条の二の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が 4—3 又は 5—3 以上である債券等をいう。

(金利リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百七十七条の五 第二百七十六条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチュリティ法又は第二百七十七条の七に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次に掲げるものの合計額とする。ただし、商工組合中央金庫がデュレーション法を用いる場合には、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用するものとする。

〔同左〕

(注 1) 〔同左〕

(注 2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等及び金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の発行した債券等のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が 4—3 又は 5—3 以上である債券等をいう。

(金利リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百六十八条 第二百六十三条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチュリティ法又は第二百七十条に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次に掲げるものの合計額とする。ただし、商工組合中央金庫がデュレーション法を用いる場合には、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用しなければならぬ。

- 一 【略】
 - 二 ワチュリテイ法を用いる場合は次のイの表、デュレーション法を用いる場合は次のロの表に掲げる各期間帯内で対当しているポジション間のバーテイカル・デイスアローアンス（同一期間帯内において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、ワーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額
- イ ワチュリテイ法の期間帯等

期間帯（残存期間等）		リスク・ ウェイト （パーセ ント）	想定金利変動 幅（パーセン ト・ポイント ）
表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満		
【略】			

- （注） ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うものとする。
- ロ 【略】
- 三 【略】

（ワチュリテイ法）

第二百七十七条の六 ワチュリテイ法による算出方法は、次に定めるところによる。

- 一 前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から

- 一 【同左】
- 二 【同左】

イ 【同左】

期間帯（残存期間等）		リスク・ ウェイト （パーセ ント）	想定金利変動 幅（パーセン ト・ポイント ）
表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満		
【同左】			

- （注） ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。
- ロ 【同左】
- 三 【同左】

（ワチュリテイ法）

第二百六十九条 【同左】

- 一 前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から

成るマチュリテイ・ラダー（マチュリテイ法を用いて金利リスク・カテゴリー的一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この条において同じ。）を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、マチュリテイ・ラダーに投入する。

〔二～五 略〕

（デュレーション法）

第二百七十七条の七 デュレーション法による算出方法は、次に定めるところによる。

- 一 第二百七十七条の五第二号ロの表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーション・ラダー（デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリー的一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この号において同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の右欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する。

〔二・三 略〕

成るマチュリテイ・ラダー（マチュリテイ法を用いて金利リスク・カテゴリー的一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、マチュリテイ・ラダーに投入する。

〔二～五 同左〕

（デュレーション法）

第二百七十条 〔同左〕

- 一 第二百六十八条第二号ロの表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーション・ラダー（デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリー的一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の右欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する。

〔二・三 同左〕

(株式リスク・カタゴリー)

第二百七十八條 第二百七十六條第一項第二号に掲げる株式 リスク・カタゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

(株式リスク・カタゴリーの個別リスク)

第二百七十八條の二 第二百七十六條第一項第二号に掲げる株式 リスク・カタゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 [略]

3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付若しくは異なる取引所で裁定取引を行っている場合又は同一でなく類似した株価指数の先物取引について、同じ日付で裁定取引

(株式リスク・カタゴリー)

第二百七十一條 第二百六十三條第二号に掲げる株式 リスク・カタゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

(株式リスク・カタゴリーの個別リスク)

第二百七十二條 第二百六十三條第二号に掲げる株式 リスク・カタゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 [同左]

3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百

を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

4 広範な株式により構成される指数に基づく先物取引を株式のバスケットに相当している場合は、個別リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出を要しない。

(株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百七十八条の三 第二百七十六条第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について商工組合中央金庫が保有する全てのロング・ポジションの額と全てのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

第二百七十九条 第二百七十六条第一項第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジションを対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

三十九号) 第二条第一項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。)で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

[項を加える。]

(株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百七十三条 第二百六十三條第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について商工組合中央金庫が保有するすべてのロング・ポジションの額とすべてのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

第二百七十四条 第二百六十三條第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジション(財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建の長期にわたる出資等に係るポジションを除く。)を対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット

ト・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの算出方法)

第二百七十五条 [同左]

一 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあつては、ニに掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

【イ〜ホ 同左】

【二・三 同左】

(コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条 第二百六十三条第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コ

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの算出方法)

第二百七十九条の二 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネ

ット・ポジションの額の算出方法は、次に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあつては、ニに掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

【イ〜ホ 略】

【二・三 略】

(コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

第二百八十条 第二百七十六条第一項第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コ

、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、次条に定めるワチュリテイ・ラダー方式又は第二百八十条の三に定める簡便的な方式を用いて算出するものとする。

2 前項のワケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するためには、同一のコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上であつて、かつ、その適切性を検証する体制を整備するものとする。

（ワチュリテイ・ラダー方式）

第二百八十条の二 ワチュリテイ・ラダー方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのワケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところにより算出した額の合計額とする。この場合において、各コモディティ等のネット・ポジションを算出基準日の現物価格によって各国通貨に換算した後、第一号の表に掲げる七の期間帯から成るワチュリテ

モディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 前項のワケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するためには、同一のコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上でなくてはならない。

〔条を加える。〕

イ・ラダーを各コモデイティ等で作成し、当該各コモデイティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額を、ワチュリティ・ラダーに投入するものとする。ただし、現物の在庫がある場合においては、一月以下の期間帯に投入するものとし、日次の受渡日がある市場については十日以内に期限を迎えるロング・ポジションの額とショート・ポジションの額は対当しているポジションの額とすることができ

る。

一 各期間帯内において対当している各コモデイティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に、スポット価格（売買締結日から二営業日以内にコモデイティ（金を除く。）を受け渡す取引で成立した価格をいう。）及び次の表に定めるスプレッド・レートをそれぞれ乗じて得た額を算出する。

期間帯（残存期間等）	スプレッド・レート （パーセント）
一月以下	一・五
一月超 三月以下	一・五
三月超 六月以下	一・五
六月超 十二月以下	一・五
一年超 二年以下	一・五
二年超 三年以下	一・五

三年超	一・五
-----	-----

二 前号の各期間帯内において対当していない各コモディティ等のロング・ポジジョンの額又はショート・ポジジョンの額については、当該ポジジョンの額に〇・六パーセントを乗じて得た額を算出する。この場合において、当該ポジジョンは、隣接する期間帯からポジジョンがある期間帯（ただし、三年超の期間帯を上限とする。）に持ち越される。

三 前号の持ち越されたポジジョンの額は、各期間帯内において対当している各コモディティ等のロング・ポジジョンの額又はショート・ポジジョンの額との合計額に第一号の表に定めるスプレッド・レートを乗じて得た額とする。

四 前三号の算出において期間帯に残存する各コモディティ等のネット・ポジジョンについては、当該ネット・ポジジョンに十五パーセントを乗じて得た額とする。

(簡便的な方式)

第二百八十条の三 簡便的な方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、各コモディティ等のネット・ポジジョンの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジジョンの額とショート・ポジジョンの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

[条を加える。]

(オプショナル取引のマーケット・リスク相当額)

第二百八十一条 第二百七十六条第一項各号に掲げるリスク・

カテゴリーに分類されるオプショナル取引とその関連の原資産のポジション (以下「オプショナル取引等」という。)に係るマーケット・リスク相当額は、これらを一体として、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法を用いて算出するものとする。

一 [略]

二 デルタ (原資産価格の微小な変化に対する当該オプシ
ョンの価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百八十三条
において同じ。)、ガンマ (原資産価格の微小な変化に対
する当該オプシジョンのデルタの変化の割合を表す数値を
いう。同条において同じ。) 及びベガ (原資産価格のボラ
ティリティ (オプショナル取引における原資産価格の予測変
動率をいう。同条第三号及び第二百八十五条において同じ
。) の微小な変化に対する当該オプシジョンのポジションの
市場価値の変化額をいう。第二百八十三条において同じ。
) の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存
する場合 デルタ・プラス法

三 第二百八十四条第一項の承認を受けた場合 シナリオ
法

(オプショナル取引のマーケット・リスク相当額)

第二百七十七条 第二百六十三条第五号に掲げるオプシジョン

取引とその関連の原資産のポジション (以下「オプシジョン
取引等」という。)に係るマーケット・リスク相当額は、これ
らを一体として、次の各号に掲げる場合において、当該各号
に定める方法を用いて算出するものとする。

一 [同左]

二 デルタ (原資産価格の微小な変化に対する当該オプシ
ョンの価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百七十
九条において同じ。)、ガンマ (原資産価格の微小な変化
に対する当該オプシジョンのデルタの変化の割合を表す数
値をいう。同条において同じ。) 及びベガ (原資産価格の
ボラティリティ (オプショナル取引における原資産価格の
予測変動率をいう。同条第三号及び第二百八十五条にお
いて同じ。) の微小な変化に対する当該オプシジョンのポジ
ションの市場価値の変化額をいう。第二百七十九条にお
いて同じ。) の計測方法に関する事項を記載した書類を作
成し、保存する場合 デルタ・プラス法

三 第二百八十条の承認を受けた場合 シナリオ法

(簡便法) <u>第二百八十二条</u> 簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。 〔一・二 略〕	(簡便法) <u>第二百七十八条</u> 簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>それぞれ</u>に定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。 〔一・二 同左〕
(デルタ・プラス法) <u>第二百八十三条</u> <u>第二百八十一条第二号</u>のデルタ・プラス法を用いる場合、オプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。 一 〔略〕 二 ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところによる。 イ 各オプション取引等について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。 ガンマ・インパクト＝$1/2 \times \text{ガンマ} \times \text{VU}^2$ (VU：次の表の左欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の右欄に定める算出方法により算出した値とする。)	(デルタ・プラス法) <u>第二百七十九条</u> <u>第二百七十七条第二号</u>のデルタ・プラス法を用いる場合、オプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。 一 〔同左〕 二 〔同左〕 イ 〔同左〕

原資産の区分	VU の 算 出 方 法
債券等	原資産の市場価値× <u>第二百七十七条の五第二号イ</u> の表に定めるリスク・ウェイト
金利	<u>第二百七十七条の五第二号イ</u> の表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
〔略〕	

ロ 〔略〕

ハ ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第二百八十五条のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプショナル取引等に係るポジションのうち、当該(1)から(3)までに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。

(1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百七十七条の五第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、同号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

〔(2)・(3) 略〕

三 〔略〕

原資産の区分	VU の 算 出 方 法
債券等	原資産の市場価値× <u>第二百六十八条第二号イ</u> の表に定めるリスク・ウェイト
金利	<u>第二百六十八条第二号イ</u> の表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
〔同左〕	

ロ 〔同左〕

ハ 〔同左〕

(1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百六十八条第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、同号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

〔(2)・(3) 同左〕

三 〔同左〕

(シナリオ法の承認) <u>第二百八十四条</u> 商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合に、シナリオ法を用いることができる。 2 前項の承認を受けた<u>商工組合中央金庫は、第二百八十四条の五の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いるものとする。</u>	(シナリオ法の承認) <u>第二百八十条</u> [同左] 2 前項の承認を受けた場合、<u>商工組合中央金庫は第二百八十四条に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いなければならない。</u>
(承認申請書の提出) <u>第二百八十四条の二</u> シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする<u>商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。</u> [一・二 略] 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付<u>するものとする。</u> [一～四 略]	(承認申請書の提出) <u>第二百八十一条</u> 商工組合中央金庫がシナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする<u>場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。</u> [一・二 同左] 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付<u>しなければならない。</u> [一～四 同左]
(シナリオ法の承認の基準) <u>第二百八十四条の三</u> 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、<u>商工組合中央金庫の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲</u>	(シナリオ法の承認の基準) <u>第二百八十二条</u> 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、<u>商工組合中央金庫の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲</u>

げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

【一～六 略】

(変更に係る届出)

第二百八十四条の四 シナリオ法の使用についての承認を受けた商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

【一～三 略】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、商工組合中央金庫は、当該商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百八十四条の五 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、商工組合中央金庫がシナリオ法を継続して使用することが不相当と判断したときは、商工組合中央金庫について第二百八十四条第一項

る基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

【一～六 同左】

(変更に係る届出)

第二百八十三条 商工組合中央金庫がシナリオ法の使用についての承認を受けた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

【一～三 同左】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第二百八十四条 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、商工組合中央金庫がシナリオ法を継続して使用することが不相当と判断したときは、商工組合中央金庫について第二百八十条第一項

の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第二百八十五条 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、次に定めるところにより算出された額とする。

一 原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次に定めるところにより設定する。

イ 想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の

(1) から(4)までに掲げる原資産の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1) 債券等及び金利 第二百七十七条の五第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅(金利の期間帯については、六以上の期間帯群(期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。)にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に同じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものをを用いるものとする。)

の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第二百八十五条 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までに定めるところにより算出された額とする。

一 [同左]

イ [同左]

(1) 債券等及び金利 第二百六十八条第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅(金利の期間帯については、六以上の期間帯群(期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。)にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に同じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものをを用いるものとする。)

〔(2)～(4) 略〕

ロ 〔略〕

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラ
テイリティの全ての組合せについて、それぞれの場合にお
ける想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。

〔三・四 略〕

第五節 〔略〕

(証券化エクスポートジャーの個別リスク)

第二百八十五条の二 前各節の規定にかかわらず、商工組合中
央金庫が証券化エクスポートジャーの個別リスクの額を算出
する場合には、当該証券化エクスポートジャーについて次項の
規定により第二百三十一条の四第一項の規定を準用して算
定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウ
ェイトとし、第二百七十七条の二又は第二百七十七条の三に
規定する要領に基づき証券化エクスポートジャーの銘柄ごと
に相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェ
イトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 〔略〕

〔(2)～(4) 同左〕

ロ 〔同左〕

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラ
テイリティのすべての組合せについて、それぞれの場合
における想定上のオプション取引等の市場価値を算出す
る。

〔三・四 同左〕

第四節 〔同左〕

(証券化エクスポートジャーの個別リスク)

第二百八十五条の二 前三節の規定にかかわらず、商工組合
中央金庫が証券化エクスポートジャーの個別リスクの額を算
出する場合には、当該証券化エクスポートジャーについて次
項の規定により第二百三十一条の四第一項の規定を準用し
て算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク
・ウェイトとし、第二百六十五条又は第二百六十六条に規定
する要領に基づき証券化エクスポートジャーの銘柄ごとに相
殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイト
を乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 〔同左〕

(証券化エクスポンダーのショート・ポジションの個別リスク)

第二百八十五条の三 第二百七十七条第二項の規定は、証券化エクスポンダーの個別リスクの額の計算について準用する。

第六節 [略]

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)
第二百八十五条の五 前各節の規定にかかわらず、フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百七十七条の二又は第二百七十七条の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

[一・二 略]

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百七十七条の二又は第二百七十七条の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

[一・二 略]

(証券化エクスポンダーのショート・ポジションの個別リスク)

第二百八十五条の三 第二百六十四条第二項の規定は、証券化エクスポンダーの個別リスクの額の計算について準用する。

第五節 [同左]

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)
第二百八十五条の五 第一節から前節までの規定にかかわらず、フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

[一・二 同左]

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

[一・二 同左]

3 <u>第二百七十七条</u>第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。 4 [略]	3 <u>第二百六十四条</u>第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。 4 [同左]
<u>第七節</u> [略] (コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)	<u>第六節</u> [同左] (コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)
第二百八十五条の七 商工組合中央金庫は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額を用いるものとする。	第二百八十五条の七 商工組合中央金庫は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第二百八十五条の十から第二百八十五条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百八十五条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。
(修正標準方式による個別リスクの額) 第二百八十五条の八 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次に掲げる	(修正標準方式による個別リスクの額) 第二百八十五条の八 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に

額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二百七十七條の二又は第二百七十七條の三に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第四節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二 第二百七十七條の二又は第二百七十七條の三に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第四節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

〔条を削る。〕

掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二百六十五條又は第二百六十六條に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二 第二百六十五條又は第二百六十六條に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第二百八十五條の九 商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

	3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 理由書 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書 三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類 四 その他参考となるべき事項を記載した書類 4 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。 イ デフォルト・リスク ロ 格付遷移リスク ハ 複合的なデフォルトに係るリスク ニ クレジット・スプレッドに係るリスク ホ インプライド・コリレーションのボラテリテイに係るリスク ヘ ベーシス・リスク ト 回収率の変動に係るリスク
--	--

チ ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

〔条を削る。〕

第二百八十五条の十 内部モデル方式を用いて算出するコリ

レーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

[条を削る。]	二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の 平均値 三 第二百八十五条の九の規定により算出された個別リス クの額に八パーセントを乗じて得た額 (変更に係る届出) <u>第二百八十五条の十一</u> 内部モデル方式の使用について承認 を受けた商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当 する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣 、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある 場合 三 第二百八十五条の十四項に規定する承認の基準を満 たさない事由が生じた場合 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、商工組合中央 金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項 に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速や かに提出しなければならない。 (承認の取消し) <u>第二百八十五条の十二</u> 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁
----------------	--

[条を削る。]

<u>第八節</u> [略] (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例) <u>第二百八十五条の九</u> 第六十一条の三の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「内部格付手法を採用した場合の<u>商工組合中央金庫</u>にあつては、<u>第三百三十四条から前条までの規定にかかわらず</u>」とあるのは「<u>商工組合中央金庫</u>にあつては、<u>第七節の規定にかかわらず</u>」と、「に係るエクスポート・リスク相当額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポート・リスクの額(EADをいう。)」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。	長官は、商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十五条の十第一項の承認を取り消すことができる。 <u>第七節</u> [同左] (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例) <u>第二百八十五条の十三</u> 第六十一条の三の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「内部格付手法を採用した場合の<u>商工組合中央金庫</u>にあつては、<u>第三百三十四条から前条までの規定にかかわらず</u>」とあるのは「<u>前六節の規定にかかわらず</u>」と、「に係るエクスポート・リスク相当額」と、「当該エクスポート・リスクの額(EADをいう。)」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

[別紙一]

デナー (パーセント)	〇・二五 年	〇・五年	一年	二年	三年	五年	十年	十五年	二十年	三十年
〇・二五 年	百	九十七・ 〇	九十一・ 四	八十一・ 一	七十一・ 九	五十六・ 六	四十・〇	四十・〇	四十・〇	四十・〇
〇・五年	九十七・ 〇	九十七・ 百	九十七・ 〇	九十一・ 四	八十六・ 一	七十六・ 三	五十六・ 六	四十一・ 九	四十・〇	四十・〇
一年	九十一・ 四	九十七・ 〇	九十七・ 百	九十七・ 〇	九十八・ 五	九十八・ 〇	九十三・ 〇	九十七・ 〇	九十八・ 〇	九十七・ 〇
二年	八十一・ 一	九十一・ 四	九十七・ 〇	百	九十八・ 五	九十五・ 六	九十七・ 〇	九十三・ 〇	九十八・ 〇	九十七・ 〇
三年	七十一・ 九	八十六・ 一	九十四・ 二	九十八・ 五	百	九十八・ 〇	九十七・ 〇	九十八・ 五	九十八・ 〇	九十七・ 〇
五年	五十六・ 六	七十六・ 三	八十八・ 七	九十五・ 六	九十八・ 〇	百	九十七・ 〇	九十四・ 五	九十八・ 〇	九十七・ 〇
十年	四十・〇	五十六・ 六	七十六・ 三	八十八・ 七	九十三・ 〇	百	九十七・ 〇	九十八・ 五	九十八・ 〇	九十七・ 〇
十五年	四十・〇	四十一・ 九	六十五・ 七	八十二・ 三	八十八・ 七	九十四・ 五	百	九十九・ 〇	九十九・ 〇	九十八・ 〇
二十年	四十・〇	四十・〇	五十六・ 六	七十六・ 三	八十四・ 四	九十一・ 四	九十七・ 〇	九十九・ 〇	百	九十八・ 〇
三十年	四十・〇	四十・〇	四十一・ 九	六十五・ 七	七十六・ 三	八十六・ 一	九十四・ 五	九十七・ 〇	九十八・ 〇	百

[別紙二]

バスケット （パ ーゼン ト）	1 / 9	2 / 10	3 / 11	4 / 12	5 / 13	6 / 14	7 / 15	8	16	17	18
1 / 9		七十五	十	二十	二十五	二十	十五	十	零	四十五	四十五
2 / 10			五	十五	二十	十五	十	十	零	四十五	四十五
3 / 11				五	十五	二十	五	二十	零	四十五	四十五
4 / 12					二十	二十五	五	五	零	四十五	四十五
5 / 13						二十五	五	十五	零	四十五	四十五
6 / 14							五	二十	零	四十五	四十五
7 / 15								五	零	四十五	四十五
8									零	四十五	四十五
16										零	零
17											七十五
18											